

柏市議会令和7年第2回定例会会議録（第5日）

○

令和7年6月17日（火）午後1時開議

議事日程第5号

日程第1 質疑並びに一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（33名）

1番	内田博紀君	2番	田口康博君
3番	上橋しほと君	4番	北村和之君
5番	永山智仁君	6番	伊藤誠君
7番	渡辺裕二君	8番	小川百合子君
9番	渡邊晋宏君	10番	桜田慎太郎君
11番	福元愛君	12番	佐藤浩君
13番	矢澤英雄君	15番	武藤美津江君
16番	若狭朋広君	17番	鈴木清丞君
18番	中島俊君	19番	小松幸子君
20番	塚本竜太郎君	21番	村越誠君
22番	阿比留義顯君	23番	円谷憲人君
25番	末永康文君	26番	渡部和子君
27番	林紗絵子君	28番	松本寛道君
29番	岡田智佳君	30番	林伸司君
31番	田中晋君	33番	助川忠弘君
34番	古川隆史君	35番	山田一一君
36番	坂巻重男君		

欠席議員（3名）

14番	平野光一君	24番	後藤浩一郎君
32番	橋口幸生君		

説明のため議場へ出席した者

〔市長部局〕

市長	太田和美君	副市長	染谷康則君
副市長	奥田謁夫君	上下水道事業 管理者	飯田晃一君
危機管理部長	熊井輝夫君	総務部長	鈴木実君
企画部長	小島利夫君	財政部長	中山浩二君

広報部長	稲荷田 修一 君	広報部理事	宮本 等 君
市民生活部長	永塚 洋一 君	健康医療部長	高橋 裕之 君
健康医療部理事	吉田 みどり 君	健康医療部理事	小倉 孝之 君
福祉部長	矢部 裕美子 君	こども部長	依田 森一 君
環境部長	後藤 義明 君	経済産業部長	込山 浩良 君
都市部長	坂 齊 豊 君	都市部理事	沢 吉行 君
土木部長	内田 勝範 君	消防局長	本田 鉄二 君
会計管理者	荒卷 幸男 君	上下水道局理事	小川 靖史 君
〔教育委員会〕			
教育長	田牧 徹 君	教育総務部長	中村 泰幸 君
生涯学習部長	宮本 さなえ 君	学校教育部長	平野 秀樹 君
〔選挙管理委員会〕			
事務局長	関野 昌幸 君		
〔農業委員会〕			
事務局長	石原 祐一郎 君		
〔監査委員〕			
代表監査委員	高橋 秀明 君	事務局長	田口 大 君

職務のため議場へ出席した者

事務局長	高村 光 君	議事課長	木村 利美 君
議事課主幹	藤井 淳 君	議事課副主幹	坂田 智文 君
議事課主査	松沢 宏治 君	議事課主任	野方 彩加 君
議事課主任	篠原 那波 君	議事課主事	小川 熙 君
議事課主事補	長瀬 めぐみ 君		

午後 1時開議

○議長（助川忠弘君） これより本日の会議を開きます。

○議長（助川忠弘君） 日程に入ります。

○議長（助川忠弘君） 日程第1、議案第1号から第21号についての質疑並びに一般質問を行います。

発言者、武藤美津江さん。（「頑張れ」と呼ぶ者あり）

〔15番 武藤美津江君登壇〕

○15番（武藤美津江君） 日本共産党の武藤美津江です。通告の順番を一部変えて質問します。初めに、国民健康保険についてです。1点目、物価の高騰が続く中で、昨年と比べてお米の値段は倍近くなり、備蓄米の放出で2,000円台のお米を買うために行列ができる異常な状態です。光熱費も日用品もあらゆる品物が値上がりをして、とても暮らしていけない、何とかしてほしいというのが市民の思いです。柏市は、昨年国民健康保険料平均8,500円値上げし、今年度平均7,500円の値上げをしました。2年間で1万6,000円もの値上げです。松戸市では、昨年は値上

げをしましたが、物価高騰を考慮して今年度の値上げをしませんでした。柏市では、物価高騰を考慮した検討は行ったのでしょうか。2点目、先日年金の金額改定が届いた方から、2か月で10万9,345円だった年金が11万1,967円に、2,622円上がっただけです。国保料は高くて払えないという悲痛な声が寄せられました。柏市は、これから来年も再来年も県の標準保険料に合わせるために令和12年まで値上げをしていくという方針ですが、保険料の値上げについて、このまま続けていいのか。値上げは一旦中止をすべきではないか。3点目、子供の均等割についてです。カメラお願いします。こちらは、国保料の医療分、後期支援分の均等割を合計した金額を比較したグラフです。各自治体によって均等割の負担も違います。柏市は、船橋市に次いで2番目に多い4万380円です。市川市が2万800円なので、倍近く負担が重いことになります。カメラ終わります。子供の均等割の軽減措置は、令和4年度から未就学児については半分に軽減することになりました。しかし、この均等割は所得に関係なく払わなければならないもので、家族が増えれば増えるほど重い負担になります。全国には、独自に子供の保険料を軽減している自治体があります。千葉県内では、南房総市、富津市、一宮町など、対象年齢を18歳まで拡充しています。南房総市、一宮町は5割軽減、富津市は3割軽減です。均等割は、子供でも大人でも同じ金額が課せられます。せめて子供の均等割の負担軽減年齢の拡充を行うべきではないか。次に、マイナ保険証について伺います。昨年12月2日に健康保険証の発行が停止されて以降、全国保険医団体連合会が初めてマイナ保険証のトラブルの全国調査を行いました。約4万7,000の医療機関に調査票を送り、8,330件回答がありました。そのうちの9割でトラブルがあったと回答しています。カメラお願いします。こちらは、全国保険医団体連合会の資料です。トラブルの内容で一番多かったのは、氏名や住所の漢字が黒丸で出る65.1%、カードリーダーで接続不良・認証エラーが43.9%、転居や引っ越しで資格情報が無効表示されるケースが38.4%、有効期限切れ31.0%です。有効期限切れのトラブルは、昨年の秋に調査したときの倍になっています。2025年度電子証明書の更新、マイナカード自体の更新が必要となるのは、合わせて2,768万件になると言われています。次お願いします。マイナカードは、有効期限が10年です。こちらは、マイナンバーカードの更新手続の案内です。顔写真を撮影して、スマートフォン、パソコン、証明写真機、郵便などで申請をします。次お願いします。こちらは、マイナンバーカードの中に書き込んでいる電子証明書の更新手続です。有効期限は5年です。マイナンバーカードと有効期限通知書を持って市区町村の窓口に行かなければなりません。カメラ終わります。このようにマイナカードと電子証明書の有効期限の違いが混乱を招いています。また、手続の仕方も違います。電子証明書は、直接市役所の窓口に行かなければなりません。1点目、柏市では有効期限切れによるトラブルはなかったのか。今年度更新が必要になるマイナ保険証はどのくらいあるのか。2点目、健康保険証の代わりとなる資格確認書を、マイナ保険証の有無にかかわらず、全員に交付するとして世田谷区や渋谷区の対応について、厚生労働大臣は最後は自治体の判断と、自治体が国民健康保険の加入者に一律交付することを事実上認めました。柏市でも資格確認書を一律交付すべきです。どうか。

次に、補聴器購入費助成についてです。1点目、全国では既に464の自治体に広がっています。しかし、柏市は耳の聞こえが認知症になる大きな要因の一つだということを認めながらも、エビデンスが足りない、財政的に厳しいと言ってやっています。3月議会では、眼鏡や歩行困難な方のつえなど助成をしていないから、補聴器だけを助成できない、こんな答弁があり驚きました。市民からも、松戸市や流山市は助成を始めたのに、あまりにも高齢者に冷たい市政な

んですねという声が上がっています。眼鏡やつえよりも、補聴器は高いから買えない。でも、少しでも助成があれば買うきっかけができます。補聴器助成を早期に実現すべきですが、どうか。2点目、2025年度介護保険保険者努力支援交付金の目的の中に、難聴高齢者の早期発見、早期介入等の取組の評価指数が入りました。要介護の改善や高齢者の社会参加の目的で難聴高齢者の早期対応や普及啓発などを推進して取り組んでいる自治体に交付金を支給するというのですが、これは国が耳の聞こえを補うことが介護予防に役立つと判断しているからではないでしょうか。どうですか。次に、ヒアリンググループの普及・啓発について伺います。ヒアリンググループは、補聴器を利用している方や難聴の方の聞こえを支援する設備です。補聴器を使用している方にとって、周囲が騒がしい場所などでは人の話す声が聞き取りにくい場合があります。補聴器をつけるほどではないが、聞こえにくくなった方も、ヒアリンググループの受信機をつければ聞きやすくなります。ヒアリンググループの利用状況は、令和6年度松葉近隣センターで17件、光ヶ丘近隣センターで5件、アミューゼ柏で3件でした。中央公民館では、令和5年度45件で、令和6年度38件と貸出し件数は減っています。高齢者が増えて耳の聞こえが悪くなっている方も増えているのに、利用状況がなぜ伸びないのでしょうか。2点目、せっかくヒアリンググループを使おうと思ったのに、受信機の不具合など、すぐに使えないということがありました。定期的にメンテナンスをして、常に使えるようにしておくべきではないですか。お答えください。次にシルバー人材センターについて伺います。シルバー人材センターは、高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織です。60歳以上の健康で働く意欲のある高齢者に働く喜びと生きがいを持って働ける場を提供する団体です。柏市のシルバー人材センターの登録人数は、令和6年で1,649人ですが、そのうち60代が3割、70代以上は7割と伺いました。シルバー人材センターから派遣される職場環境をよくするために質問します。駐輪場で働いていた方がパワハラを受けて、人間関係で辞めさせられたという御相談がありました。シルバー人材センターに登録をしている方は年金が少なく、高齢になっても働かなければ生活が成り立たない、働かざるを得ないという方が多いのではないのでしょうか。仕事を失えば収入が減ってしまいます。柏市としても、トラブルがあった場合、責任ある対応が求められるのではないのでしょうか。

次に、生活保護について伺います。無料低額宿泊所についてです。5月29日に健康福祉委員会で無料低額宿泊所について学びました。運営されている方からお話を伺いました。無料低額宿泊所は、住まいのない方が一時的に住居として利用する施設です。お話しいただいた方の施設では、2級地の柏市の利用者の費用は2食ついて8万7,000円ということです。この中には昼食費や日用品費などは含まれていません。例えば20代の方は、生活保護費が7万2,430円、住宅扶助が4万1,000円で11万3,430円です。8万7,000円の費用を負担すると、2万6,430円しか残りません。その中から昼食代、日用品などを引いたら、手元には僅かしか残りません。自立した居住生活に移行することができるのでしょうか。1点目、無料低額宿泊所に入所しなくても自立して居住生活できるように、柏市としてシェルターの的に利用できるアパートや市営住宅などの住宅確保は必要ではないのでしょうか。2点目、生活保護を利用し、無料低額宿泊所を利用している方が120人いると伺いました。高齢の方で10年以上も無料低額宿泊所に入所している方もいるとのこと。無料低額宿泊所から自立した人は何人いるのか。3点目、生活保護利用者の葬祭費について伺います。生活保護を受け入所しているAさんが危篤になったと孫のBさんに連絡が行きました。柏市は、葬祭費を負担するようにBさんに伝えました。Bさんは、ア

アルバイトでやっと生計を立てているので、葬祭費を出せないということでした。身内が葬祭費を出せない場合は、市が速やかに対応すべきだが、どうか。4点目、生活保護世帯の大学進学について伺います。カメラお願いします。保護世帯の大学進学率は、一般世帯の半分以下です。一般世帯では、大学、専門学校へ進学する子供たちは8割を超えています。保護世帯の子供が大学へ進学すると、生活保護が打ち切られてしまいます。世帯分離をせずに、保護を認めるべきではないか。カメラ終わります。5点目、今年も猛暑が心配されます。生活保護の新規利用者には、什器購入費を活用してエアコンを設置できますが、エアコンが壊れて買い換えなければならない方については、社協からお金を借りて買い換えるか貯金をして買いなさいということになっています。エアコンがあっても故障して使えない利用者がどのくらいいるのか早急に調査し、新規利用の方だけでなく、什器購入費をもっと柔軟に活用できるようにすべきではないか。6点目、エアコンがあっても電気代が高くなるので使えないという利用者もいます。利用者の命を守るためにも夏季加算を行うべきではないか。

次に、PFAS汚染について伺います。1点目、日本共産党の山下芳生参議院議員は、国会で半導体工場から高濃度のPFASが検出されたという問題を取り上げました。そのときに、半導体製造工場が41都道府県256自治体に366工場が所在しているということを明らかにしました。柏市にも1社あるということですが、PFAS汚染の実態調査を行っていますか。2点目、半導体製造など、PFAS汚染が心配される企業が進出する場合、そのような企業に対しては安全性を確保するための基準が必要ではないか。3点目、市長に伺います。鎌ヶ谷市では、PFAS汚染による井戸水を飲用していた方の血液検査を行いました。10人中9人からPFASの一種であるPFHxSの数値が高く検出されました。柏市は、この結果をどう捉えるのか。市民の健康不安を払拭するためにも、柏市でも血液検査の助成を行うべきではないか。4点目、PFAS汚染の被害者の中で、浄水器を設置した件数が令和6年度1件、ウォーターサーバーの設置件数が令和7年度1件だけということでした。市民の切なる願いは、浄水器やウォーターサーバーの助成ではなく、水道管の布設工事の費用を助成してほしいということです。PFAS汚染の原因者が費用負担して水道管の敷設を行うべきと思いますが、それまでは柏市が支援してほしいが、どうか。5点目、今後の地下水、河川の調査はどのように行うのか。

最後に、シェアサイクルステーションの設置場所について伺います。南柏の駅駐輪場や市役所にもシェアサイクルステーションが設置され、便利に利用されている方もいらっしゃいます。カメラお願いします。こちらは、南柏児童遊園内に設置されたシェアサイクルステーションです。カメラ終わります。南柏駅周辺の公園内にシェアサイクルステーションが設置され、子供たちから遊ぶのに邪魔になった、どかしてほしいという声が上がりました。そのため、南柏第二公園のシェアサイクルステーション、かえる公園のラックが減らされました。その後、南柏第二公園のラックのシートに引っかかって転んでけがをしたということもあり、南柏第二公園のラックが撤去されました。困っているのは子供たち、シェアサイクルを使うのは大人たち、この関係がややこしくしていると利用者の方は嘆いています。シェアサイクルステーションの設置は、もっと近隣の商業施設の協力を得て設置をしてはどうか、公園のシェアサイクルの設置は、駐輪場のある公園に限定するなど、利用者に配慮した基準を設けるべきではないか。以上、1問目を終わります。

○議長（助川忠弘君） ただいまの質問に対する答弁、市長。

〔市長 太田和美君登壇〕

○市長（太田和美君） 私からは、P F A Sに関する御質問についてお答えをいたします。鎌ケ谷市が市の助成により実施したP F A Sに係る血液検査の結果を公表したことについては承知しております。この結果について鎌ケ谷市では、血中P F A S濃度と健康影響との関連については知見が不足していることや国による基準等も設定されていないことから評価を行っておりません。柏市においても、同様に結果の評価をすることができないことから、血液検査を実施する予定は現在ございません。なお、柏市では、健康に不安のある方の健康相談を実施しており、必要に応じて医療機関の受診をお勧めしております。柏市といたしましては、今後国等から新たな基準や見解が示された際には、適切に対応してまいります。

○議長（助川忠弘君） 吉田健康医療部理事。

〔健康医療部理事 吉田みどり君登壇〕

○健康医療部理事（吉田みどり君） 私からは、国民健康保険事業と高齢者支援に関する御質問に順次お答えをいたします。初めに、国民健康保険事業に関する御質問です。まず、令和7年度の国民健康保険料の引上げに際して、物価高騰を考慮したか、また令和8年度以降の国民健康保険料の値上げを中止すべきではないかとの御質問にお答えをいたします。柏市では、令和12年度に予定されている県内保険料水準の統一を見据え、将来世代の急激な保険料負担増を招かぬよう、令和6年1月に策定した柏市国民健康保険料改定指針に沿って保険料の見直しを進めているところです。国民健康保険制度は、高齢かつ所得の低い加入者が多く、相対的な保険料負担が大きいという制度上の問題がある中で、年々増加する医療給付を都道府県単位で維持しなければならない状況です。また、社会保険の手法による社会保障制度でございますので、必要な医療給付を確保するためには、物価高騰という状況下であっても大変心苦しいことではあります。応分の御負担をお願いせざるを得ないものと認識しております。なお、来年度の保険料率につきましては、今後柏市国民健康保険料改定指針に沿って将来推計の見直しを行い、検証を行ってまいります。次に、子供の均等割の軽減について、未就学児以外にも適用拡大すべきとの御質問にお答えをいたします。子供の均等割については、法令に基づき未就学児に対して5割軽減が実施され、軽減額に対しては国から財源措置がなされております。本市の国保財政は逼迫をしているところですので、柏市独自のさらなる軽減については現在行う予定はございません。次に、令和7年度におけるマイナ保険証の有効期限の到来状況についてお答えいたします。柏市在住者のマイナンバーカード保有枚数は令和7年5月末時点で34万1,272枚であり、このうちマイナンバーカードのカード自体または電子証明の有効期限を迎えるものは令和7年4月から11月までに7万955枚と見込まれております。なお、有効期限切れに関するトラブルについて、医療機関から連絡が入ったことはございません。最後に、国保加入者全員に資格確認書を交付したほうがよいのではとの御質問にお答えをいたします。資格確認書の交付につきましては、令和6年10月18日付厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡、資格確認書の運用等に関するQ&Aについて（その2）において、医療機関等でマイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることができない状況にある場合に交付するものであるため、マイナ保険証による受診が困難である等の特段の事情もなく、資格確認書を交付することはできませんとされておりますので、全員に交付することはできないものと認識しております。なお、御紹介のとおり一部の自治体において国保加入者全員に資格確認書を交付するとの報道ございましたが、その後令和7年5月30日付厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡、国民健康保険における資格確認書の取扱いについてが発出され、全員一律に資格確認書を交付する状況ではない

という国の考えが改めて示されたところです。そのため、本市においても全員一律に資格確認書を交付する予定はございません。

続きまして、高齢者支援事業のうち補聴器購入費の助成に関する御質問についてお答えいたします。国において、補聴器の装着が介護予防に役立つという判断がなされていることから、柏市においても早期に助成を開始すべきではないかとの御質問についてです。近年の国の動向については、令和6年3月に国の研究事業報告とともに発出された「難聴高齢者の早期発見・早期介入等に向けた関係者の連携に関する手引き」には、普及啓発や早期発見、早期介入など5つの段階に応じた方策が示されました。この手引には、補聴器を含む補聴による効果のエビデンスは限定的と記されていることから、早期介入に当たって補聴器助成を行うか否かについては、今後の調査研究により有効性のエビデンスの蓄積を踏まえて判断することが必要であると捉えております。2点目の保健所機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の評価指標に難聴高齢者支援の取組が加わったのは、国が介護予防に補聴器の効果を認めたからではないかという御質問にお答えします。この交付金の評価指標には難聴高齢者の早期発見・早期介入に係る取組を行っているかという項目があります。これは、早期発見、相談からの一連の支援について取組を行っているかという項目であり、補聴器購入費助成を目的とした項目ではございません。したがって、この2点を踏まえまして本市では現在独自の補聴器助成事業を開始する考えはございませんが、これからも国の動向を注視するとともに、地域包括支援センターによる総合相談や簡易的な聴力チェックシートを掲載したパンフレットの配架など、普及啓発、早期発見、早期介入に向けた取組を継続して行ってまいります。私からは以上です。

○議長（助川忠弘君） 福祉部長。

〔福祉部長 矢部裕美子君登壇〕

○福祉部長（矢部裕美子君） 私からは、高齢者支援事業のヒアリンググループの普及・啓発、生活保護に関する御質問についてお答えいたします。最初に、ヒアリンググループの利用者を増やすための施策についてです。ヒアリンググループは、難聴者の聞こえを支援する設備であり、社会活動に参加できると環境の整備において重要な役割を担っていると認識しております。現在、利用者を増やすために、障害福祉課の窓口におきましてヒアリンググループの設置及び貸出し案内用のチラシを配布しているほか、当該チラシについて各個別窓口の仕切り版への掲示も行っております。また、市のホームページでは、貸出し手順のほか、申請及び貸出し場所である中央公民館や近隣センターの案内を掲載しておりますが、今後もヒアリンググループを多くの皆様に知っていただくためにも、普及啓発に取り組んでまいります。次に、ヒアリンググループのメンテナンスについてです。ヒアリンググループの貸出しにつきましては、市民や団体の方に運搬、設置、片づけを行っていただいております。市民や団体の方から機材の調子の悪い等のお声があった場合に対応させていただいております。議員御指摘のとおり、先日受信機とマイクの調子が悪いとの声をいただき、本体マイク及び受信機を全数正常に作動することを確認いたしました。今後は、月1回程度定期的に機材一式の動作確認を行うこととし、利用者の方が貸出し後に使用できない状況が発生しないよう、メンテナンスを実施してまいります。

次に、生活保護についての御質問にお答えいたします。ホームレスなど、住居を有しない方が生活保護の申請に来られ、御自身で住居を探せない場合や、当日に行くところがない等の相談につきましては、無料低額宿泊所の御説明、御案内をしております。シェルターの確保につきましては、居所がない方が主な対象者となりますが、居所が必要な時期や日数が決まってい

るものではないため安定性がなく、また様々な課題を抱えていることから、部屋の提供のみの支援ではならず、生活状況の確認、必要時の支援をする相談員の配置も必要となり、経費もかかること等シェルターの課題は多く、それらを勘案すると現時点では無料低額宿泊所等既存の施設を活用することで必要時に一時的な居所を提供できること、また施設職員と担当ケースワーカーの両面からの支援で少しでも早い自立につながる等のメリットがあると考えております。また、御質問にありました市営住宅につきましては、第1回定例会でも御答弁させていただいたとおり、現時点では目的外使用となることから活用する予定はございませんが、住まいに関わる支援は課題となっていることから、関係各課と課題を共有しながら検討してまいります。次に、無料低額宿泊所に入所した方が何人自立しているかですが、無料低額宿泊所に入居されている方も、居宅生活の方同様、状態は様々で、経済的自立、社会的自立等、自立の種類も多様であることから、無料低額宿泊所入所者という区分けでの集計を取っておりません。生活保護受給者が抱える課題は様々なので、無料低額宿泊所の入所者だけでなく、日々のケースワークの中で個々の状況を確認し、相談に応じながらきめ細やかな自立支援に努めてまいります。次に、葬祭扶助についてです。まず、生活保護受給者が亡くなった場合は、生活保護受給者に対して扶助されるものなので、生活保護受給者が亡くなり、同一世帯員が喪主となり葬儀を行う場合において、葬祭扶助を限度額内で支給することができます。一方で、単身の生活保護受給者が亡くなった場合は、原則扶養義務者の方に連絡し、葬儀の執り行いをお願いしております。また、議員例示の扶養義務者の方が費用を賄えない場合は、葬祭扶助のための生活保護申請の御案内をしております。しかしながら、扶養義務者が誰もいない、または絶縁状態等で扶養義務者の方から関わりを強く拒まれた場合は、墓地埋葬法に基づき市費にて葬儀費用を支給しております。次に、生活保護世帯において、子供が大学や専門学校などに進学した際の世帯分離についてお答えいたします。生活保護制度では、稼働年齢に達すると、その能力を活用していく制度であることから、生活保護世帯から大学等へ進学する場合は世帯分離となり、生活保護の支給対象者ではなくなります。次に、クーラーについての御質問にお答えします。議員御質問のとおり、修理や買換え費用につきましては、日常生活に必要な生活用品である冷蔵庫等の家電製品と同様に、保護費のやりくりによって賄っていただくことになっております。クーラー修理のニーズ調査につきましては、定期訪問や臨時訪問の中で担当ケースワーカーが訪問した際にクーラーを含めた生活状況等を確認する中で困っていることをお伺いし、必要な助言を行うことで随時ニーズを把握しております。なお、電気代も高騰している中で様々な御要望はございますが、光熱水費につきましては国基準の生活扶助費に含まれておりますので、本市単独での扶助は予定しておりません。今後も国の動向等に注視してまいります。私からは以上です。

○議長（助川忠弘君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 永塚洋一君登壇〕

○市民生活部長（永塚洋一君） 私からは、ヒアリンググループに関する御質問のうち近隣センターでの利用についてお答えをいたします。近隣センターでは、令和5年11月に聴覚団体の御意見を取り入れ、松葉近隣センターと光ヶ丘近隣センターにヒアリンググループを設置し、中央近隣センターであるアミュゼ柏を含め現在3か所がございます。このうち松葉近隣センターと光ヶ丘近隣センターについては、他の公共施設で使用するための貸出しも行っており、利用したい方が借用しやすいよう地域のバランスを考慮して配置しているところです。令和6年度の

利用状況につきましては、先ほど議員から御案内がありましたようにアミュゼ柏が3件、松葉近隣センターは17件、光ヶ丘近隣センターは5件となっており、徐々に利用が増えてきている状況です。今後も引き続き庁内関係部署と連携し、施設窓口や市ホームページ等を通じてヒアリンググループ自体の機能や貸出し方、貸出し方法の周知に努めるとともに、より使いやすく感じていただけるよう機器の取扱い手順書をさらに分かりやすく更新するなど丁寧な対応に努めてまいりたいと考えております。私からは以上です。

○議長（助川忠弘君） 経済産業部長。

〔経済産業部長 込山浩良君登壇〕

○経済産業部長（込山浩良君） 私からは、高齢者支援事業のうちシルバー人材センターに関する御質問についてお答えいたします。柏市シルバー人材センターは、高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに地域社会の活性化に貢献する組織で、千葉県知事の認可を受け独立した運営を行っており、柏市は運営費の一部を補助しております。令和7年4月1日現在の会員数は約1,700人ですが、会員の多くが70歳以上となっており、議員御指摘のとおり会員の高齢化が進む中においても、変わらず生きがいを得られる環境が整えられることは重要であると認識しております。シルバー人材センターの許認可を行っているのが千葉県であることから、柏市にできることには限界がありますが、本市といたしましても会員から相談があった際に耳を傾け、センターとの調整や適切な相談先につなげるなどの対応を行っているところです。今後も会員が自らの経験や能力を生かして地域社会に貢献し、就労を通じた生きがい推進が図られるよう、引き続きそれぞれに寄り添った対応を心がけてまいります。私からは以上です。

○議長（助川忠弘君） 環境部長。

〔環境部長 後藤義明君登壇〕

○環境部長（後藤義明君） 私からは、PFAS汚染に関する御質問3点についてお答えいたします。初めに、半導体製造事業者がPFASを使用している可能性に関する御質問についてお答えいたします。昨今、市内の一部の河川や地下水から有機フッ素化合物の一種でありますPFASが検出されておりますが、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図ることを目的とした水質汚濁防止法において、PFOS及びPFOA等のPFASは排水基準として規制対象となっておらず、同法に基づく特定施設の設置届出書においても主要物質としての記載の必要はございません。そのため、本市といたしましては、市内におけるPFASを使用している可能性のある事業者は把握しておりません。また、特定の事業者を対象としたPFASに着目した排水等の検査や事業所周辺の環境調査についても、同様の理由により行っておりません。なお、企業に対するPFASの安全性確保の基準につきましては、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律により、PFOS及びPFOA等については既に製造、輸入等が原則禁止となっております。そのため、工場等における製造過程でこれらが使用される可能性は低く、新たな汚染が生じるおそれは低いものと考えられるものの、今後の環境中への排出を対象とした規制の是非については議論があるものと認識しており、水質汚濁防止法の排出基準の対象となる可能性を含め、引き続き国等の動向に注視してまいります。次に、浄水器等設置補助金についてお答えいたします。浄水器等設置補助金は、これまでの地下水調査において、飲用水として使用されている多くの井戸水で暫定指針値を超過するPFOS及びPFOAが確認されたことから、昨年10月から補助を開始しております。補助の実績としましては、昨年度は浄水器の設置に関わるものが1件、今年度は5月末時点でウォーターサーバーの賃借費用及び使用料

に関するものが1件となっております。補助金の利用件数が少ない理由としましては、補助制度を創設するまでの間に飲用の井戸で暫定指針値の浄化が確認され、かつ上水道に接続をしていない家庭に対し、初期対応としてP F A Sの除去に一定の効果がある簡易型浄水器を配付したこと、また補助制度を活用せずに上水道に接続を検討していることなどがあると考えております。なお、本年度の浄水器等設置補助については、浄水器の選定要件の一つでありました貸与期間5年としていたものを削除し、浄水器の選択の幅が広がるよう改正を行いました。今後も補助金制度の周知を図るとともに、より利用しやすい制度となるよう適宜見直しを図ってまいります。最後に、藤ヶ谷地区の地下水等の今後の調査予定についてお答えいたします。昨年度は、藤ヶ谷地区において水路の水質検査や同地区の349本の井戸での地下水調査、地下水の流れの向きを推定するための地下水流向調査等を行い、一定の結果を得たところです。今年度におきましても地下水流向調査を行い、昨年度に実施した流向調査の結果の精度を高めるとともに、これまでに暫定指針値を超過した井戸を活用し、地下水の継続調査を実施すべく準備を進めております。引き続き千葉県、近隣市と連携の上、P F A S汚染の対策に取り組んでまいります。私から以上です。

○議長（助川忠弘君） 上下水道局理事。

〔上下水道局理事 小川靖史君登壇〕

○上下水道局理事（小川靖史君） 私からは、P F A S汚染に関する御質問のうち給水管の引込み費用の補助についてお答えします。井戸から上水道に切り替えるためには、水道本管から宅内に給水管を引き込む必要があります。費用につきましては、局にお支払いいただく給水申込み納付金と検査手数料、工事店にお支払いいただく工事費用等となります。御質問の給水管の引込み費用の補助につきましては、これまでも御答弁させていただいておりますとおり、水道本管の整備につきましてはお客様に御負担をいただかず、上下水道局の事業として整備実施しているところですが、給水管は個人の財産であることから、手続や給水管引込みに要する費用、さらには工事店への申込みなどはお客様御自身にお願いしているところです。これまでにP F A Sに限らず、他の物質により飲用に適さない井戸水から上水道に切り替えられた方と公平性、整合性の理由からも、局では給水管の引込み費用の補助については予定しておりません。私からは以上です。

○議長（助川忠弘君） 土木部長。

〔土木部長 内田勝範君登壇〕

○土木部長（内田勝範君） 私からは、シェアサイクルステーションに関する御質問にお答えします。シェアサイクルは、町なかの複数のサイクルステーションに配置された自転車をいつでも相互利用できるサービスで、ステーションの設置箇所が広く点在、拡大することによって、市民、来訪者の移動利便性が向上していきます。このため、市ではシェアサイクルを運営する事業者と協議をしながら、公共用地をサイクルステーション用地として提供していますが、より多くの市民の移動利便性の向上を目的に、住宅地に近接する公園用地についてもステーション用地としております。この結果、本年2月のサービス開始から4か月を経過したところですが、1か月当たり1,000人を超える方に御利用いただいているとともに、全体利用回数の5割程度が公園に設置されたステーションを御利用いただいていることから、多くの市民、来訪者の移動利便性の向上に寄与しているものと捉えております。こうした状況もあり、既に利用されている方からのステーションの設置箇所拡大の要望はもとより、まだ利用されていない方から

も住んでいる地域に設置箇所を拡大してほしいというような御要望を数多くいただいているところです。御質問の公園内のステーション設置につきましては、公園利用者の安全性やお子様の遊び場の確保に配慮し、公園利用の支障とならない空きスペースや駐輪場の一部等を設置箇所としておりますが、公園利用者から遊ぶスペースが狭くなったなどの御意見があれば、設置している自転車ラックを減らすことや、場合によっては移設、撤去するなど、これまで同様に柔軟に対応してまいります。なお、公園近くの商業施設等にステーションを設置することにつきましては、市といたしましてもさらなる市民、来訪者の移動利便性向上につながることから、シェアサイクル運営事業者に求めていきたいと考えておりますが、借地料が伴うこともあるため、採算が見込めない場合には設置が難しいと聞いております。私からは以上です。

○議長（助川忠弘君） 第2問、武藤美津江さん。

○15番（武藤美津江君） それでは、国保について伺います。保険料を統一している県は大阪府と奈良県しかありません。まだいつ統一するかという計画を定めていない自治体も9府県あります。厚労省の保険料水準の統一化参加プランでは、完全統一の目標を令和15年度、遅くとも18年度にしています。物価高騰で苦しんでいる市民の暮らしを考慮して、統一保険料の目標を延長するなど、県に求めてはどうでしょうか。

○健康医療部理事（吉田みどり君） 保険料水準の統一時期につきましては、県が県内市町村と十分協議をした上で決めていくのかと思いますので、特に要望するという予定はこちらでは考えておりません。以上です。

○15番（武藤美津江君） 本当にこの物価高騰というのは非常事態ですよ。それで、市民の暮らしが大変困っている。そういうときに、毎年毎年保険料を値上げしていいのかということなんです。全国市長会でも国保料の水準の統一で保険料が増える保険者の激変緩和を求めています。一旦立ち止まるということは必要じゃないでしょうか。

○健康医療部理事（吉田みどり君） 繰り返しの答えになりますが、もし止めてしまった場合には納付金ベースでの統一というのが令和11年に千葉県は目指すというような方針になっていますので、そのタイミングでかえって大きな上げ幅で保険料を上げなければいけないということになります。それがやはり市民の皆様にお迷惑をおかけしてしまうということになるので、段階的に上昇させていくということの決定を指針のほうで、柏市の国保の運営協議会での指針でもそのようにしましたので、それに沿って毎年推計をしながら保険料率を検証して進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○15番（武藤美津江君） 県のほうにも国のほうにも、当然やっぱり負担を誰がするのかというところだと思うんです。市民ばかりにやっぱり負担を増やすというのではなくて、ぜひ国や県にも引き続き負担を求めていただきたいと思います。それと、子供の均等割の負担軽減なんですけれども、岩手県の宮古市、福島県南相馬市、白河市、茨城県の取手市では、18歳まで均等割全額無料にしています。協会けんぽや組合健保などには、均等割というものはありません。せめて子供たちだけにはかけないように、子育て支援としても行ってほしいと思いますが、どうでしょうか。

○健康医療部理事（吉田みどり君） 先ほどの答弁もでもお答えさせていただいているんですけれども、未就学児に対しては5割軽減が法令で実施されていて、その軽減額について国から財政支援が措置がなされているというところがありますので、やはり柏市としては国保財政逼迫しておりますので、独自で軽減策を講じるというところの予定は現在考えておりません。以

上です。

○15番（武藤美津江君） 均等割についても、市川市とは倍近い開きがあるんですけれども、これは何ででしょうか。

○健康医療部理事（吉田みどり君） それぞれの自治体のこれまでの間、方針だとか、それから上げ幅の上げ方のスピード感だったり考え方だったりとか、そういったものがベースにあるのかなというふうに思っております。各自治体の事情で対応しているんだと思っております。以上です。

○15番（武藤美津江君） 負担能力のない方から負担を強いるような、応益割というところを減らして応能割を増やしていくというようなお考えはないのでしょうか。

○健康医療部理事（吉田みどり君） こちらにつきましても、柏市の国保運営協議会のほうで方針を定めたものに基づいて、繰り返しになりますけれども、毎年その推計を出して上げ率を考えていくというところで粛々と進めてまいりたいと思っております。以上です。

○15番（武藤美津江君） ぜひ市民の負担が、収入のない人からは負担を強いるようなことは考え直していただきたいと思います。それからあと、マイナ保険証のことなんですけれども、柏市ではマイナ保険証のトラブルはないということでした。実際に医療機関の窓口で高齢者がマイナ保険証を使おうとして、カードリーダーにセットしたがうまくいかない。事務の人が暗証番号を3回間違えたら使えなくなるので、顔認証にしましょうと言って、今度は顔認証をしようとしたが、認証されない。窓口には長い列ができてしまった。最後に、前の保険証をお持ちですかと言って今までの保険証を提示して、事なきを得たというようなお話が何度も聞いています。これは、トラブルとは言わないのでしょうか。

○健康医療部理事（吉田みどり君） いろいろトラブルと言っても、機器の問題なのかとかいろいろあると思うんですけれども、保険者である我々としましては適切に医療給付が行えなかったということがトラブルかなというふうに捉えておりますので、そのように考えているというところです。以上です。

○15番（武藤美津江君） 全国保険団体連合会の調査、先ほども表示しましたけれども、その声を紹介したいと思います。広島県の病院では、暗証番号を覚えていない、ディスプレイが反応しにくい、体調が悪いときは操作を嫌がられる、訪問診療のときの確認ができない、夜間、休日の救急患者の対応時に困る。沖縄県の医師会では、マイナカードの基本的な質問や有効期限の更新の仕方など、医療業務とは無関係な質問が多く、その対応で診療業務の妨げになる。宮崎県の診療所でも、カードリーダー操作の指導と説明に非常に手間がかかる、電子証明書の期限切れが多くなる、説明しても納得されないなど、こういう声が多く寄せられています。こういう声を柏市は聞いていないのでしょうか。マイナ保険証の期限切れに伴って、医療機関の負担、トラブルについてアンケートを行うなど、実態調査を行ってほしいが、どうでしょうか。

○健康医療部理事（吉田みどり君） マイナ保険証への移行についての調査というのは、都道府県とか厚生局のほうで、監督権限があるところで適切になされていくのかなというふうに考えております。以上です。

○15番（武藤美津江君） 医療機関の実態を知るということは非常に大事だと思いますので、トラブルがないということでおっしゃっていますけれども、ぜひ実態を把握していただきたいと思います。2016年1月にマイナンバーカードが発行されました。今年で10年、マイナンバーカードの更新手続が必要になります。マイナンバーカードに入力されている電子証明書の有効

期限は5年です。どちらも有効期限が切れたら、申請をしなければマイナ保険証は使えません。マイナポイント事業は、2020年から2023年に実施され、最大2万円分のポイントがもらえました。ポイントが欲しくてマイナカードを作ったという方の電子証明書の期限が切れるのが今年から来年ということになります。医療機関のトラブルを防ぐためにも資格確認書の一律発行が必要ではないでしょうか。

○健康医療部理事（吉田みどり君） こちらについても先ほどの答弁でもお答えさせていただきましたが、制度の趣旨にのっとって事務を進めていきたいというふうに思っております。以上です。

○15番（武藤美津江君） 前議会で、理事は有効期限の3か月前に案内が送付される、カードリーダーでもアラートが出るので、電子証明書の有効期限が過ぎないようにという注意喚起はしているというようなお話もありました。そして、期限が切れても3か月以内に更新すればいいということで、3か月以内に更新しない場合には利用登録が解除されてしまう。そのときは、健康保険証として利用登録が解除されてしまうので、資格確認書を送るというふうに答弁されました。そういうややこしいことしないで、一番簡単なやり方は一律発行すれば手続上も簡単で事務的にも煩雑にならないで済むのではないのでしょうか。

○健康医療部理事（吉田みどり君） 実際の数字は私も手元にありませんが、実際にそのような状況になる方というのが、恐らく我々の感覚では一部であろうというふうに思いますので、全員に一律に交付するというコストと、その都度というところでいきますと、全員に一律交付するほうのコストや労力のほうが負担が大きいだらうという判断をしております。以上です。

○15番（武藤美津江君） コストとおっしゃいますけれども、市のコストと市民の利便性というか、安心して保険証一枚で使える資格確認書を持っていれば、それに対応できるということと比較してどのように考えますか。

○健康医療部理事（吉田みどり君） 保険証のみだけではなくて、マイナンバーカードというところで捉えますと、保険証以外の利用の目的や取組がありますので、いずれにしましても有効期限の事前に通知もありますし、またアラートも出ると。それから、その後も期限切れた後でも3か月間使うことができるという猶予の中で、ぜひ再申請であったり登録をしていただくというところをお勧めしていきたいなというふうに思っております。以上です。

○15番（武藤美津江君） 世田谷区や渋谷区では実際やっているわけですし、それぞれの自治体に任せるといふようなことも厚労省言っていますから、ぜひ柏市のほうとしても一律発行、市民の利便性を最優先にして行うような検討をしていただきたいと思います。

補聴器の助成について伺います。日本の補聴器の普及率は15.2%とされています。デンマークでは55.4%、イギリス、ドイツ、フランスなどは40%を超え、韓国でも36.6%になっています。普及率が高いのは、公的扶助が充実しているからです。デンマーク、イギリスでは、100%購入費を補助しています。もちろん国が補助することは必要ですが、それを待っているだけでは一向に普及は進みません。だから、各自治体が助成を行っているのだと思います。柏市として補聴器購入費助成を行うことは、補聴器の普及に役立つことだとは思いませんか。

○健康医療部理事（吉田みどり君） 普及率が低いというところは、1つは費用の問題というのがとても大きいというのは私もそう思いますが、一方で他の国々などでは割と早い時期から、そのことについて早期発見を行い、早く若い時期から利用していくといったような、そういった習慣があるというような状況、背景もあるというふうに私は認識していますので、まずは早

期発見、早期介入といったところにやはり力を入れていくべきなのと、それからやっぱり若いときから察知をして、確認をして慣れていただけるような、やはり働きかけであったり啓発だったり工夫というのが必要なのかなというふうに考えております。以上です。

○15番（武藤美津江君） 確かに目が見えにくくなってきたですとか足が不自由になってきたというのは症状が自覚しやすいということがあると思うんですね。でも、耳の聞こえというのはなかなか自分では分からないとか自覚しにくいということもあります。テレビの音も大きくすれば聞こえるし、人の話も何となく分かる、大きな声で言ってもらえば分かるというようなこともあります。耳の聞こえが悪いと、何か年寄りになったというような、ちょっと偏見みたいなことも思われたりとか、恥ずかしいとか、そういうこともあって、なかなか耳鼻咽喉科へ行きづらいということもあります。聞こえのチェックをして、耳鼻科で見てもらってくださいということで、お勧めするのは本当に大事なことだと思うんですけども、そこで補聴器の装着を進められても、やっぱり補聴器は平均で片耳20万というような高価なものになっていますので、買おうと思ってもなかなか買えないと。そういう中で、高齢者の社会参加を諦めさせないように、柏市でも早期に補聴器購入費の助成、やっぱり早期発見した後、どうしたらいいのかというところでやっぱり補聴器の装着が必要だよってなったときに、やっぱり高額ということで買い控えをしてしまう。そこが大きな原因だと思うんですけども、そこをやっぱり柏市としても助成をしていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○健康医療部理事（吉田みどり君） 繰り返しの御答弁になりますが、助成ということになりますと、公費を投入して行うというところでは、国の財政負担ですとか、そういったものをいただいて、そこから考えるかなというふうな形になるかなと思います。以上です。

○15番（武藤美津江君） やっぱり近隣市でも松戸市や流山市なども今年度から始めていますし、補聴器を装着する、先ほど申し上げましたけれども、早く装着をするということがやっぱり大事だと思います。認知症も予防することが一番大事ですけども、その予防にとっても大きな影響があるということも示されています。エビデンスがないって先ほどおっしゃいましたけれども、いろんな学会でも認知症との関係を示しているような報告もありますので、ぜひ国の動向を見ているばかりではなくて、柏市として認知症予防にもなるし、高齢者の社会参加もできるということにもなりますので、ぜひ積極的に進めていただきたいと思います。

それからあと、生活保護について伺います。無料低額宿泊所の利用者が令和3年度77件、令和4年度89件、令和5年度104件、令和6年が120件と増えていますが、これはなぜでしょうか。

○福祉部長（矢部裕美子君） お答えします。やはり今多いのが、就労先がなくなったですとか、家賃が払えなくて家が住むところなくなった等の方が多くなっております。以上です。

○15番（武藤美津江君） 住む家がなくなって本当に大変というときに、アパートを借りようとしても、今保証協会の審査が通らなければ借りにくいということで、そういうときに柏市が住宅を確保して、やはりそういう方に先にシェルター的な住宅に住んでもらってから生活保護を受けてもらう。そして、生活保護を受ければ、その保証協会さんの審査も通りやすくなるんですね。柏市が利用している無料低額宿泊所というのは、場所はどこにありますか。

○福祉部長（矢部裕美子君） 近隣市の、主には我孫子市、松戸市、流山市の辺りになります。以上です。

○議長（助川忠弘君） 以上で武藤美津江さんの質疑並びに一般質問を終わります。

○議長（助川忠弘君） 暫時休憩いたします。

午後 2時休憩

○

午後 2時10分開議

○議長（助川忠弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

次の発言者、林紗絵子さん。（「頑張れ」と呼ぶ者あり）

〔27番 林 紗絵子君登壇〕

○27番（林 紗絵子君） 市民ネットワーク・かしの林紗絵子です。通告を一部割愛して質問いたします。まず、地方自治と市長政策の実現について伺います。地方公共団体である柏市は、市長と議会の二代表制で運営されています。選挙で選ばれた市長と議員は、それぞれ市民に直接責任を持ち、自らの責務を果たさねばなりません。また、憲法92条では、地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づくと定められています。国政と地方行政は対等・協力関係であり、上下・主従関係ではありません。市長のお考えが、政権与党の政策と全て一致するわけではなく、相違があった場合、市政においては市民から直接選ばれた市長の政策を優先すべきです。1点目、市長御自身はこの点をどのようにお考えか、お示してください。2点目、地方自治の本旨、特に国等からの関与を必要最小限にとどめ、自主性、自律性を最大限に発揮させる団体自治について、職員への共有は十分か、お示してください。次に、脱炭素と脱原発について伺います。2023年にドバイで行われたCOP28には198の国と地域が参加し、日本を含む118か国が2030年までに世界の再生可能エネルギーの容量を3倍、エネルギー効率の改善率を2倍にするという合意に至りました。世界では、今火力の調整やベースロード電源が必要という考え方ではなく、電力システム全体の系統柔軟性を高めていくことで、太陽光や風力という自然変動型再エネ電源を増やすことができるという考え方で再エネが推進されています。ドイツでは、2023年4月に全ての原発を停止させた後、2024年の総発電量に占める再エネ比率が60%を超えました。自然変動型再エネ電源の比率は48%、原発を止めた分は欧州諸国からの水力発電購入比率を増やすことで、化石燃料発電を減少させています。脱炭素と脱原発の両立は可能です。日本政府は、福島第一原発事故後、原発の依存度を可能な限り低減する方針でしたが、岸田政権以降、原発を最大限活用と転換しました。世界でも原発推進論は根強く、COP28では2050年までに原子力発電の容量を3倍にするという宣言が出されましたが、22か国の賛同しか得られず、パリ協定の目標達成に向けた合意文書には盛り込まれませんでした。これが世界の潮流です。原発は、大事故のリスクを常にはらみ、安全対策に莫大な費用がかかります。数万年の管理を必要とする危険な放射性廃棄物を生み出すことも極めて時代錯誤です。柏市には、原発に直接関わる施策がなく、政府の原発推進政策を黙認してきました。しかし、地域新電力会社かしのパブリックエネルギーを設立した今、人ごとではありません。原発を持たない新電力の利用者も託送料金に原発の賠償費用や廃炉費用を上乗せされている不平等な仕組み、小規模事業者や変動性の高い再エネ事業者が不利になる容量拠出金の問題が経営の足かせになります。再エネは、需要の増加と技術革新で世界的に安価になっていますが、国が原発に固執することで経済的に再エネ推進を阻害しています。太田市長は就任前、反原発の立場を明確にされていて、私も原発に依存しない社会を目指し、東海第二原発再稼働に反対の意思を示すことという政策協定にサインをいただきました。就任後に東海第二原発再稼働に

反対の意思を示し、積極的に脱炭素に取り組まれていることはすばらしいと考えます。地方自治の本旨から、柏市政では太田市長が反原発の立場で当選された事実を尊重するべきです。また、今後はかしわパブリックエネルギーの経営の点からも、世界に逆行する政府の原発推進政策に転換を求めるべきではないでしょうか。次に、予算編成過程の公開について伺います。我孫子市では、各課の予算要求や査定の内容を公開し、パブリックコメントを実施しています。これは、元市長の福嶋浩彦さんが市長は市民の意見を聴く義務があるという思いで実現された施策です。本市でも予算要求状況一覧表と要求額市長査定額一覧表が公表されていますが、金額のみで内容が分かるようなものではありません。柏市の各課がどのような事業の予算要求を行い、どう査定されて予算化されたのかが分かる資料が公開されれば、議論が進み、よりよい予算につなげることができると考えます。本市でも重要な新規事業の予算要求について、市民に分かりやすく公開してはいかがでしょうか。

次に、アフタースクール事業について伺います。資料をお願いします。議案第8号の柏市アフタースクール条例の制度設計です。現在の学童保育の利用料より安くなり、プランを選べるようになります。保護者が就労していなくても、平日の夕方まで利用できる放課後子ども教室に当たるプランができることは評価しますが、利用料に関しては容認できません。次をお願いします。先日、板橋区のアフタースクール事業あいキッズを視察しました。板橋区では、東京都の補助もあり、全体的に利用料金が低く抑えられています。絶対的に違うのは、放課後子ども教室部分が無料であることです。放課後子ども教室が目指すのは、全ての子供の放課後の安全、安心な居場所づくりであり、利用料が低いことが重要です。次をお願いします。板橋区では、放課後子ども教室の部分はさんさんタイムと呼ばれています。板橋第四小学校では、登録者302人に対して、1日の平均利用は僅か14人、利用率は4.6%しかありません。無料だからこそ気軽に登録でき、家庭が必要とするときや子供の気が向いたときに放課後学校で過ごせる、その安心感こそが居場所型放課後子ども教室に求められる需要です。掲示終わります。2023年9月、無料または低額で利用できる居場所型放課後子ども教室の実施を求める請願書が提出され、柏市議会は全会一致で採択しました。これを受けて、居場所型の放課後子ども教室を全小学校に展開していく方針が示され、アフタースクール事業の提案につながりました。請願は、1,152名の連名で提出されましたが、中心はパートタイムで働く保護者です。月に何回利用するか分からない居場所に4,000円、9,000円を支払うことにはちゅうちょするという声を聞いています。柏市のアフタースクール事業の制度設計は、学童保育の視点に寄り過ぎています。このままでは、居場所として利用しなかった多くの家庭の子供が利用できないのではないのでしょうか。次に、こどもの居場所づくりについて伺います。2023年4月、こども基本法が施行されました。第2条において、「こども」は、心身の発達の過程にある者と定義されています。心身の発達は多様であり、子供を年齢でくくらないことはこども基本法の重要な理念です。柏市子ども・子育て支援複合施設条例が提案された際、子供施設の利用を年齢で制限することについて見直しを要望したところ、条例上は年齢を定めるが、実際の運用では緩やかにできるという説明だったと記憶しています。ところが、春休み中にT e T o T eを初めて訪問した兄弟が遊びの広場に入らなかった、入ってみたかったと泣いたという話を聞きました。ほんの数日前までは3年生だった上のお子さんが4年生に進級した直後に親子で訪れたため、上のお子さんが対象外となり、下のお子さんだけというわけにもいかず、利用を諦めたそうです。心身の発達が多様な子供の居場所に年齢制限を徹底する運用は、こども基本法の理念に反します。子供施設の対象年齢は

対象外を排除するルールではなく、誰もが安全に遊ぶためのマナーとして緩やかに運用しては
いかがでしょうか。

次に、障害福祉政策について伺います。品川区は、今年度から障害児通所支援等利用者負担
助成を始めました。居宅訪問型児童発達支援や放課後等デイサービスなど5種の福祉サービ
スを所得にかかわらず無償とするものです。障害児の福祉サービスの多くは、所得により費用が
変わる応能負担制度です。項目別に負担限度額が設定されていますが、多くの上限は月3万
7,200円と高額です。例えばある家庭では、放課後デイサービスに月3万円強、居宅介護に月2
万円強がかかります。どちらも障害児を育てる家庭に不可欠であり、普通に暮らすだけで年間
60万円以上の自己負担額が発生します。日本には様々な行政サービスに所得制限がありますが、
もともと所得に応じた額の税や社会保険料を負担しているにもかかわらず、一般的な子育て世
帯より多くの費用を使わないと障害児が育てられない状況はいびつです。2024年4月から補装
具費支給制度の所得制限はなくなりましたが、いずれは国が全ての障害福祉サービスの所得制
限を撤廃すべきです。品川区を参考に、本市でも負担の軽減を検討できないでしょうか。

次に、コロナワクチンについて伺います。資料をお願いします。2023年にコロナは5類感染症
に位置づけられ、ワクチンも高齢者の定期接種B類となりました。議案第18号一般会計補正予
算で2万人分の定期接種に伴う支出1億9,520万円が計上されています。接種1回当たりの金
額は昨年度とほぼ同じですが、8,300円あった国庫負担がゼロになったため、柏市の負担が
9,760円、接種者自己負担が5,500円と増えています。次をお願いします。そもそもコロナワクチ
ンに集団免疫効果は確認されていません。コロナは、2年前には重症化率や致死率がインフル
エンザ以下になり、ワクチンに重症化予防効果を期待する必要性もありません。2024年度の柏
市のワクチン接種は2万件ほどで、定期接種対象の65歳以上高齢者に占める割合は18%ほど、
高齢者も8割が接種しない判断でした。全国的に接種率が低くなっても、現段階ではICUや
人工呼吸器が必要な重篤なコロナ患者はほとんどいません。国が公費で進めることをやめたワ
クチンをわざわざ市費で助成する必要は薄く、自己負担額を高く設定する自治体もあります。
本市の金額設定の妥当性と2億円を投じる費用対効果についてお示してください。次お願いま
す。日本では、これまでに4億回以上コロナワクチンが接種されましたが、重篤な副反応報告
が9,325件、2,263人の死亡事例が報告されています。予防接種健康被害救済制度にも1万
3,000件以上の申請があり、死亡事例も含め9,151件が認定されています。本市の副反応報告は
67件、健康被害救済制度の申請は32件ですが、このうち死亡された方の状況、重篤な症状の方
の状況についてお示してください。次に、HPVワクチンについて伺います。次の資料をお願いま
す。2013年に重篤な副反応症状が多数報告され、ストップされていた接種勧奨が2022年から
再開されました。厚労省によって設置された全国の協力医療機関には、通常の医療機関では
対応できない重い副反応症状の方が紹介されています。接種が少なくなり減っていた新規受診
者が勧奨を再開したせいで明らかに増え、重い副反応症状の新たな患者が少なくとも545人生
み出されました。次をお願いします。柏市の接種数の推移です。厚労省のデータでは、昨年12月
までの副反応報告は累計4,365件、うち重篤な報告が2,524件に上ります。2万件接種すれば3
人重篤な副反応の報告があるリスクの高いワクチンです。本市では、昨年度大幅に接種数が増
え、接種勧奨再開後から2万件を超えています。いつ被害が発生してもおかしくありませんが、
体調不良が副反応症状と気づかない人も多く、報告は少し遅れて増えます。まだ副反応報告や
予防接種健康被害救済制度の申請はないとのことですが、相談はどうでしょうか。揭示終わり

ます。副反応被害が再拡大する中、男性にまで接種助成をする自治体があります。男性への助成は検討していないとの姿勢に変わりはないか、改めてお示してください。

次に、授業時数について伺います。資料をお願いします。学校教育法施行規則には、各学年の教科ごとに標準授業時数が定められています。小学校は45分、中学校は50分の授業で、中学校の総授業時数は現在1,015こまでです。教職員からは、この1,015をちゃんと確保してほしいという声と、1,015は多過ぎるという両方の声があります。学校の教育課程は年間35週以上で授業をすることが定められ、実際は40週ほど、全国の中学校の9割が週当たり29こまの時間割で運営しています。これが子供にとって負担だという意見ももつともです。このため文科省は、授業時数を5分短縮して、小学校40分、中学校45分に変更し、短縮分を学校が自由に使えるように検討しています。ただし、総授業時数自体を減らす方向性ではありません。基準の考え方や時数の設定は、学習指導要領の改訂とともに変遷しています。詰め込み教育の反省からゆとり教育が推進され、1998年に時数は削減されましたが、その後学力低下が問題視され、2008年にまた増えました。現在は、アクティブラーニングの重視、プログラミング教育や外国語教育の導入などにより、指導に必要な時間が増えています。学ぶ内容によって時数が設定されているため、時数を確保できないと丁寧な指導ができない、ちゃんと1,015こまを確保してほしいという声も当然です。次をお願いします。上の表は、全国の中学2年生の授業時数です。多くの中学校が学級閉鎖などを想定し、余裕のある時数で運営しています。平均は1,050.9であり、1,015以下の学校は僅か15%です。それどころか、上回り過ぎている学校も多く、1,086以上の学校は文科省から教育課程の見直しを求められています。前議会で私が学校現場に負担を強いているような誤解が生まれたようですが、私が問題としているのは学ぶ内容に沿って設定された標準授業時数を本市の中学校の多くが下回っていたことから授業が駆け足になり、子供が理解できないまま進めてしまっていないかという懸念です。時数が多ければいいわけではありませんが、少ない時間に学習を詰め込み、ついてこられない子供を増やしてはいないでしょうか。下の表は、全国の中学2年生の年間授業日数です。平均は203日ですが、柏市の中学校1、2年生は2023年199日、昨年度、今年度は200日です。3年生に至っては例年190日程度であり、標準授業時数を確保できない一因と思われます。掲示終わります。柏市教育委員会は、2022年5月の教務主任研修で授業時数を下回って教育課程を編成することは適当ではないと注意喚起しましたが、柏市では入学式、卒業式、始業式、終業式の日がちが統一されています。教育委員会は、各校に授業時数の確保を求めるのではなく、全校で統一されている年間スケジュールのほうを見直すべきではないでしょうか。次に、義務教育学校計画について伺います。昨日の矢澤議員の質問には、地域協議会の条件付賛成の条件はクリアできるよう検討していく、ただしクリアできなくても計画をやめる気はないというような答弁でした。しかし、この条件をうやむやにして計画を進め、いざ工事が始まってから重要な条件をほごにすることは、地域協議会の軽視にはかなりません。それぞれの条件をクリアできるのか否か、いつ、誰がどの段階で判断するのか、お示してください。特に跡地活用についても、いつ、誰がどのように判断するのか、お示してください。2点目です。柏中学校区義務教育学校計画の一番の大きな問題は、子供たちや地域住民などの声を聞く前に、勝手に統廃合を決めた教育委員会の進め方にあります。子供たちに民主主義を教えるべき教育者として、このような進め方が民主主義の基本原則に沿っているのか、お示してください。以上で1問とします。

○議長（助川忠弘君） ただいまの質問に対する答弁、市長。

〔市長 太田和美君登壇〕

○市長（太田和美君） 私の政治姿勢についてお答えをいたします。初めに、地方自治と市長政策の実現に関する御質問についてお答えをいたします。市長は、直接選挙によって選ばれ、市民の皆様の負託を受けて市政を担っております。このため、市政運営に当たりましては、市民の声や地域の実情を踏まえた上で、市民にとって最善の選択を自律的に判断し、実行すべきであると考えております。一方、国の定めた制度の枠組みの中で行う事務につきましても、その趣旨や運用方針を尊重し、国の意向に沿った対応を行わざるを得ない側面があることも事実でございます。各施策を推進していくためには、職員一人一人が地方自治の原則を正しく理解し、主体的に業務に当たることが重要であると認識をしております。このことから、これまでも職員に対しては機会を捉え、今市民から何が求められ、何を優先的に取り組むべきか、取組が時代に即したものとなっているかなど、事業の最適化について意識醸成を図ってきたところです。今後とも引き続き本市の課題や市民ニーズをしっかりと捉えた上で、地域の実情に応じた市政運営に取り組んでまいります。次に、市長の政治姿勢のうち脱炭素と脱原発についてお答えをいたします。初めに、脱原発に対する考えについてですが、原発に依存しない社会を目指したいという思いに変わりはありません。なお、御指摘の賠償及び廃炉に係る負担金が新電力も含め全ての電気料金の一部として需要家が負担するスキームになっており、国民生活や社会経済にとって重要なエネルギーの安定供給というエネルギー政策の中で、国において検討されるべきものであると認識をしております。次に、脱炭素に係る政策についてですが、地域新電力会社かしわパブリックエネルギーの創設は、国における2035年にCO₂排出量65%削減との新たな目標値を実現する脱炭素に向けた国の方針を受け、市といたしましても脱炭素化を加速化するために新たに取り組んでいるものとなります。今後、南北クリーンセンターのごみの焼却熱等を活用した市内公共施設への電力の地産地消の取組、会社の収益を市内の脱炭素化等地域貢献に活用する取組等を着実に実施することにより、引き続きゼロカーボンシティの実現に向けて取り組んでまいります。次に、予算編成過程の公開に関する質問についてお答えをいたします。予算編成過程の公開は、透明性の確保、市民に対する説明責任を果たす観点から重要なことと認識をしており、市では平成25年度から款別の歳入歳出の予算要求状況と主な事務事業の予算要求、決定状況について市のホームページで公開をしております。一方で、予算編成過程においては、要求内容の精査、優先順位や政策の整合性など、内部での検討調整が必要となりますが、組織として決定していない情報を公開することで誤解や混乱を招く可能性もあるため、慎重な対応が求められています。また、今後どのような事業が予定されるのかについては、これまでも答弁してきたとおり、第6次総合計画における重点テーマに関連する取組について実行計画に位置づけていく予定です。その実行計画に位置づけられる事業と予算について、どのような方法で市民の皆様にお知らせしていくかも検討しているところです。今後とも他自治体の先行事例も参考にしつつ、予算編成過程における情報提供の手法について引き続き調査研究してまいります。

次に、こどもの居場所づくりについてお答えをいたします。柏市におきましては、国において令和5年12月22日に閣議決定されたこどもの居場所づくりに関する指針に基づき、こどもの居場所づくりを推進しているところです。この指針は、子供、若者の声を聞き、子供、若者の視点に立った居場所づくりを推進していくための政策上の根拠となるものであり、指針に示されている内容を基に全国でこどもの居場所づくりを推進していくこととされています。この指

針の理念にもある全ての子供が安全で安心して過ごせるよう、市内の子育て支援施設では安全、安心を第一に考えながら、子供の発達と子育ての段階に応じて幅広い年齢での受入れをしております。市といたしましては、議員御指摘の事案が生じないよう対象年齢などの緩やかな運用や利用者間の配慮について施設での現状を踏まえつつ、安全、安心を第一によりよい事業運営となるよう努めてまいります。

次に、障害児通所支援等利用料の助成についてお答えをいたします。障害児通園支援とは、心身の発達に何らかの心配があったり、障害のあるお子様の発達を支援する福祉サービスで、未就学の児童を対象とした児童発達支援や就学中の児童を対象とした放課後等デイサービス等がございます。これらのサービスを利用する際の利用者負担額については、国の制度により4段階の所得区分があり、世帯の所得に応じて設定されており、議員御指摘の年間60万円程度の負担となる世帯は年収で約920万以上の世帯となっております。利用者負担を軽減するため、国でも障害児が複数いる世帯への上限額を設定することや、就学前の3年間は利用者負担額が無償となること、障害福祉サービスや補装具などのサービスを同月内に利用された場合の高額障害福祉サービス等給付費等、様々な軽減策が実施されているところです。一方で、本市における障害児通所支援の支給決定者数については、令和3年度1,511人、令和6年度2,220人と約1.46倍に、給付額では約19億2,000万円から30億300万円と約1.56倍に急増しており、議員から提案していただいた軽減策を試算いたしますと、年間約7,000万円の一般財源が新たに必要となります。また、重度及び中度の各障害者手帳取得のお子様を扶養している方に対して、柏市の単独事業として、福祉手当全体で月額1万1,000円から1万4,500円を障害の種類や等級に応じて支給しており、本市単独事業である福祉手当全体の支給額は年間で7億4,600万円となっております。このように本市では、より障害の重いお子さんのいる家庭に対しては、経済的な支援を実施しているところです。こうしたことから、新たな独自軽減策の導入については慎重にならざるを得ないと考えております。しかしながら、制度全体が複雑であることから、丁寧な負担額の説明や、軽減策の相談対応に努めるとともに、引き続き障害の種類や程度に応じて必要な経済的支援について総合的に研究してまいります。私からは以上です。

○議長（助川忠弘君） 教育長。

〔教育長 田牧 徹君登壇〕

○教育長（田牧 徹君） 私からは、子育て政策と教育政策についてお答えいたします。まず、アフタースクールと放課後子ども教室の請願についてです。近年、少子高齢化が進む一方で共働き世帯が年々増加傾向にあり、子供を取り巻く環境も変化していることに伴い、放課後の子供たちの安全、安心な居場所を確保することは喫緊の課題となっております。この課題を解消するため、本市教育委員会では令和8年度よりこどもルームと放課後子ども教室を一体的に運営する新たな居場所事業としてアフタースクール事業を開始いたします。本事業においては、放課後から17時まで学校の特別教室や体育館、こどもルームの施設などを活用し、多様な体験活動などを通じた豊かな時間と安全、安心な居場所を提供してまいります。また、昼間保護者が就労などにより家庭で保育できない児童については、現在と同様19時までこどもルームにおいて生活の場を用意してまいります。今回、本事業を実施するに当たりましては、他自治体を参考に、時間によって金額を分け、利用者に運営費の一部を御負担いただくことを提案させていただきました。令和5年9月の議会における請願につきましては認識しておりますし、東京都内の自治体が都の補助金を活用して、利用料を無料や低額としているケースもあると承知し

ておりますが、一方で東京都以外の自治体におけるアフタースクール事業では利用者に費用負担を求め、運営されている状況でございます。安心、安全を担保した上で、より豊かで充実した放課後の居場所を子供たちに提供するためには、多くの運営費が必要であるため、その一部を受益者に御負担いただくことについては御理解をいただきたいと考えております。なお、現在のこどもルーム同様に、アフタースクール事業においても利用料の減免制度を継続してまいりたいと考えております。

次に、授業時数についてお答えいたします。授業日数については、学校教育法施行規則に基づき、各教科等の授業は年間35週以上にわたって行うよう計画することが求められており、市としてもこの基準を遵守し、適切な事業日数を確保しております。さらに、非常変災等により臨時休業が発生した際には、学校管理規則に従い、校長の裁量で休業日を授業日に振り替えることができる仕組みを整備しており、これにより予期しない休校日があった場合にも授業の遅れを補う対応が可能となっております。また、授業時数の確保については、単に授業日数を増やすだけでなく、教育課程の工夫や教育方法の改善といった視点からも対応していく必要があります。以上のことから、現段階において教育委員会としましては、授業日数の変更や追加を一律に検討する方針は持ってございません。しかしながら、授業時数の確保に向けた取組は重要であることから、今後も学校現場と連携しながら状況に応じた柔軟な対応を進めてまいります。次に、義務教育学校に関する御質問にお答えいたします。初めに、地域協議会において示された義務教育学校の設置に関する条件についての御質問でございますが、柏中学校区における学校統合に関する地域協議会は、関係校の学校運営協議会の委員を構成員として令和6年9月に設置したもので、学校統合の在り方や施設の在り方等を市教育委員会の持つ方針に縛られることなく、ゼロベースで、かつ多面的に検討し、活発な意見交換を積み重ねていただいております。昨年度は、全体会と分科会を合わせて年計14回の会議が重ねられ、本年3月末に地域協議会としての意見や要望を意見集約中間取りまとめとして示していただいたところでございます。この中間取りまとめでは、学校統合により義務教育学校の設置に賛成する上での条件が大きく4点示されており、市と地域が学校の魅力を高めるよう協働し、県下に誇るモデル校とすることを旨とする内容となっております。議員よりお尋ねのありました条件をクリアしたのかどうかを、いつ、誰が判断していくのかとの御質問でございますが、地域協議会より示された内容は、学校運営や施設に関するもののほか、通学路の安全対策や伝統の継承に関わる事柄など、多種多様なものとなっております。具体的に申し上げますと、建物の設計に織り込むべき施設整備に関する項目など、早期の判断を要する内容がある一方で、学校運営に関することから、実際には開校後の学校長の判断に委ねられる内容も含まれるなど、判断する主体や時期が異なるものが混在しているのが実情でございます。このようなことから、市教育委員会では意見集約中間取りまとめで示された個々の項目について、引き続き地域協議会において議論を深めていただくと同時に、関係校との協議を一つ一つ慎重に重ねていくことなど丁寧な検討を進めてまいりたいと考えておりますが、節目ごとに整理ができた項目については、地域協議会をはじめ、保護者や児童生徒、教職員に対しお知らせしていく必要があるものと考えております。これまでも義務教育学校に関する検討の進捗状況については、地域協議会だよりをはじめ、様々な媒体や機会を捉えた情報発信に努めてきたところでございますが、これらに関する項目につきましても、併せて適切な情報発信に取り組んでまいります。なお、本設計の進め方におきましては、地域、保護者、児童生徒及び学校教職員からの意見もお伺いし、

時間をかけて丁寧に進めてきたものと認識しております。引き続き、寄せられた要望等につきましては、個々の事情を踏まえながら、可能な限り対応について検討してまいります。また、併せて御質問のありました跡地の活用につきましては、これまでも御答弁申し上げましたとおり、現時点では市教育委員会において具体的な検討が進んでいる状況にはなく、したがって何らかの方向性が定まっているものではありません。一方で、柏第一小学校並びに旭東小学校の跡地の活用につきましては地域協議会からも御意見を頂戴しているところでございますので、市教育委員会といたしましてはそれらをしっかりと受け止め、しかるべき時期に市長部局とともに検討してまいります。義務教育学校の設置の決定プロセスが民主主義の考え方に沿っているのかという御質問ですが、義務教育の制度や学校配置の全体設計は地域社会の持続可能性と行政運営の合理性も踏まえ、国や千葉県の方針もしんしゃくの上、市教育委員会として責任ある立場から検討を行っていくべきものと考えております。教育行政の施策決定においては、当然ながら保護者や子供たちとの対話も重視すべきでありますし、関係者との合意形成のプロセスが大切でございますが、全ての個別意見を政策決定に反映させることが、すなわち民主主義ではなく、多様な意見を丁寧に聴取、整理し、総合的な観点から最も妥当と判断される方向性を市議会へ御提案することが地方自治体における民主的な意思決定の基本原則であると認識しております。市教育委員会といたしましては、このような認識の下にこれまで地域協議会における議論と検討を積み重ねるとともに、保護者等との意見交換や児童生徒を対象としたアンケートの機会も設けてきたものであります。柏中学校区における義務教育学校の設置は、未来の子供たちにとってよりよい学びの環境を築くための一歩であります。今後は、未就学児を持つ保護者への周知を強化していくことに加え、議員御指摘の子供の声を大切にしながら、その声を正しく受け止め、教育制度の中にどう位置づけていくかを行政の責任として、この先もしっかりと考えていくことで本市の教育の質の向上に努めてまいります。私からは以上です。

○議長（助川忠弘君） 健康医療部長。

〔健康医療部長 高橋裕之君登壇〕

○健康医療部長（高橋裕之君） 私からは、新型コロナワクチン接種に関する御質問2点と、HPVワクチンに関する御質問2点についてお答えをいたします。初めに、今年度の新型コロナワクチンへの補正予算額についてであります。新型コロナワクチン接種は、昨年度から予防接種法に基づく定期接種B類疾病となり、その接種費用については実費徴収が可能となりました。前年度は、接種1回当たり8,300円が助成金として国から各自治体に支給されておりましたが、今年度は他の予防接種と同様に国からの助成金はありません。このことを踏まえ、今年度は同じ定期接種B類疾病である高齢者インフルエンザや高齢者肺炎球菌ワクチンの自己負担額の算定式に合わせて、接種費用1万5,260円のうち約35%相当額である5,500円を自己負担額として御負担いただくことといたしました。定期接種B類疾病は、主に個人の重症化予防を目的に行うものであり、柏市といたしましてはワクチン接種を希望する方が負担軽減を受けた上で接種できる体制を整える必要があります。昨年度は、65歳以上の約2割の方が接種されていることから、今年度も同様の割合である2万人の方が接種できるよう予算を確保したところであります。議員より御質問いただきました公費を投じる費用対効果につきましては、単に個人の重症化を予防する目的だけではなく、高齢者施設や介護サービス事業者で利用者間やスタッフの蔓延防止が期待できるとともに、医療費の削減や健康寿命の延伸による社会経済的な利益等、

多角的な面で効果があると認識をしております。次に、新型コロナワクチンの副反応報告と健康被害救済制度についてお答えいたします。まず、柏市の副反応報告につきましては、新型コロナワクチンの特例臨時接種が開始された後、令和3年度に64件、令和4年度に3件の副反応報告が国へ届出がありました。そのうち、コロナワクチン接種後、回復前にお亡くなりになられた方は2名ですが、その因果関係は評価不能とされております。また、重篤な方の回復につきましては、国からの報告で7名と伺っております。健康被害救済制度の申請件数につきましては32件であり、昨年9月議会で御報告いたしました状況から変わりはありません。一方、これまで国から審査結果が通知された件数の内訳は、認定が25件、否認が5件の累計30件となっております。続きまして、HPVワクチンに関する御質問2点についてお答えをいたします。初めに、健康被害等の相談件数についてです。柏市のHPVワクチンに関する副反応報告及び健康被害救済制度の申請は、積極的勧奨を再開した令和4年度以降、現在に至るまでございません。また、接種された方から健康被害についての相談件数は、今年度は1件です。その内容は、筋肉内注射による接種部位の痛みにより腕が上がらないという趣旨の相談でありました。次に、男性のHPVワクチン接種についてお答えをいたします。男性におけるHPVワクチン接種は、女性へのヒトパピローマウイルスの感染を防ぐとともに、男性御自身の肛門がんや中咽頭がんを防ぐ効果があることから、世界保健機構WHOも接種を推奨し、多くの国において男性へのHPVワクチン接種が実施されているところであります。国内における男性の接種は、令和2年12月に薬事法で4回のワクチンの適用が追加され、9歳以上の男性への接種が可能となっておりますが、予防接種法上任意接種となり、その接種費用は全額自己負担となります。現在柏市では、男性の任意接種に関する費用助成は考えておりません。なお、現在国において男性を対象としたHPVワクチンの定期接種化に向けた検討が行われておりますので、市といたしましては引き続き国や県、近隣自治体等の動向を注視してまいります。私からは以上です。

○議長（助川忠弘君） 第2問、林紗絵子さん。

○27番（林 紗絵子君） それでは、義務教育学校について伺います。先ほど時間をかけて丁寧に進めてきたというような答弁がありました。でも、それをやったのは、統廃合を決めてからなんです。決める前にちゃんと意見を聞かなかったところが全然民主主義じゃないというふうに言っているのに、逃げの答弁だなと思いました。判断する時期がいつなのかというのは、それぞれの項目ごとに整理して公開してほしいです。じゃないと、逃げ切れちゃうんで。跡地の活用についても、今決まっていないのは分かっています。でも、いつまでに決めるかというのをちゃんと決めてくれないと、保護者の人だって分からないままやむやみで統廃合が進んで、学校がなくなってから、じゃ跡地どうなるんだって。それじゃ賛成も反対もないと言っています。これについては、議論してもしょうがないので、次に行きます。施設計画について伺います。地域協議会の示す条件に、児童生徒数の増加に対応可能なキャパシティの校舎にしてほしいというものがありませんでしたが、学校建設関係の国の補助金から、児童生徒推計より大幅な余裕を持った校舎は建てられないと聞いています。現在は1学年5学級の推計ですが、普通教室は6学級まで用意されているようです。また、各学年に学年室というものがあるので、7学級までは何とかなる、こういう理解でよろしいでしょうか。

○教育総務部長（中村泰幸君） お答えいたします。建てられないというよりも、今議員おっしゃった部分については補助がその分は受けられないということだと思います。議員からお話ありましたとおり、その分の余裕は持って施設の設計のほうは進めております。以上です。

○27番（林 紗絵子君） じゃ、そこまでは行けるとして、ただ今年度柏の葉小学校は3度目の増築工事が行われます。また、田中北小学校は移転新設して僅か2年ですが、やはり増築されます。両校とも計画時より人口が上振れしたとのことでしたが、柏駅西口でも同じことが起こるおそれがないとは言い切れません。もしキャパを超えてしまったらという想定はされていますか。

○教育総務部長（中村泰幸君） お答えいたします。今の現段階では、今確保した余裕の中で何とかなるのではないかというような見込みの中で計画のほうは進めております。以上です。

○27番（林 紗絵子君） 想定をされていないと受け止めます。幾ら柏中が広いと言っても、小学校を建ててさらに余裕があるほどの広さはありません。地域協議会の条件に、増築で校庭を狭くすることがないようにというものがあります。もしキャパを超えた場合、校庭に増築するというのは不適切です。リスクマネジメントとして、私は旭東小学校を学校として残すことを提案します。これについては、以前答弁いただいていますので、よいです。大規模校になじめない子供は一定数います。旭東小学校を小規模特認校にして残すとか、そういうことを検討すべきじゃないですかね。あのとき、柏の葉にもう一校学校を造るべきだった、今そう言われているの御存じでしょうか。柏中学校区で2つの小学校を統廃合してしまうことは、将来の後悔に私はつながる気がしてなりません。

それでは、居場所事業について伺います。先日、小松議員の質問の答弁にありましたTeToTeを利用する中高生が1階の遊びの広場で過ごす乳幼児と保護者と身近に触れ合える機会があることから、ポジティブな子育てをイメージできるとおっしゃっていました。残念ながら、全くそういう状況ではありません。1階の遊びの広場は、今2年生の兄弟の4年生すらゲートの中に入れてくれない、そんな排他的な運営になっています。中高生の広場を利用する子供たちは、入り口を入れて真っすぐエレベーターに向かっています。帰るときも同様です。明らかに間違った答弁だと思いましたので、強く指摘をしておきます。私がこの問題を職員に指摘したの4月なんですけれど、いまだにこの運用が続いていて、おとといもやはり同じ4年生の子供が拒まれました。そのときは、乳幼児を含むグループで行っていたので、下の子たちが遊ぶ間、ただ座っているだけでもいいから4年生の子を中に入れてほしいと頼んだのに、それでも拒まれたということでした。このような運用を続けていたら、4年生のお子さんだけでなく、下の子たちまで排除してしまうということがなぜ現場では分からないのか、こども部長、改めて答弁をお願いいたします。

○こども部長（依田森一君） 御答弁いたします。TeToTe1階の遊びの広場ということで、乳幼児から小学校3年生まで発達段階の異なるお子さんが利用できるということになっておりまして、歩き始めて間もない乳幼児もいることから、安全性の配慮が必要だと考えています。ただ、遊びの広場につきましては、開所当初からどんどん利用者人数が増えてきておりまして、今、月に5,000人ほど御利用いただいているところでございます。大変混み合う時間等もございますので、そのほかにも4、5階についてもそれぞれ3,000人ほど御利用いただいているということで、当初より大分人数も増えてきているということもございますので、その辺につきましては今利用者に向けてアンケート調査等を利用させていただいて、どういった運用がいいのかというのは伺いながら検討していきたいと思っております。以上です。

○27番（林 紗絵子君） アンケート調査を行っているということですので、こどもの居場所づくりについては大人だけの意見だけではなく、子供のじかの声をちゃんと聞いてほしいなど

思います。よろしくお願いいたします。TeToTeのパフレットには、柏市の全ての子供と子育てを応援する場所と書いてあるんです。ここは、絶対見直しが必要だと思いますので、よろしくお願いいたします。本の広場とかも保護者3年生までとか何か謎ルールがあるんですけど、こういうのも見直してください。発達や特性によっては、4年生以上のお子さんでも保護者の見守りが必要な場合があります。あと、中高生の広場を利用していた子の中に継続的な見守りとか関わりが必要な子がもしかしたらこれからいるかもしれないという中に、18歳過ぎたから今後利用できなくなるというのはそれは適切なのかという問題についても今後検討してほしいなと思っています。これは要望です。

授業時数について伺います。各校の授業時数の報告全部見て集計してみたんですけど、不可解な点がすごくたくさんあるんです。まず、授業日数が全校同じなのに学校によってすごく時数に差があったりとか、2023年は計算間違いがあったみたいな話もあったのでまだ分かるんですけど、2024年、多い学校と少ない学校で100こま以上の差が出ているのはなぜだと思いますか。

○**学校教育部長（平野秀樹君）** お答えいたします。基本的には、教育課程の編成というのは各学校が行っているものでございまして、授業内容についてはとにかくしっかりと履修をしているのが大前提ではあるんですが、その上で個に応じた指導に力を入れるということで、個別の面談を行っていたりというようなところがございまして、そういったところについては時数に含まないというところがございまして、違いが生じているものと認識しております、以上でございます。

○**27番（林 紗絵子君）** それで100こま以上の差が出るとは、私はとても思えません。授業時数の調査は、ちゃんと現状を把握してほしいなと思います。例えば3年生は190日ほどしかないもので、当然1,015より授業時数が少ない学校がほとんどなんですけど、6校は3年生が1,015こまぴったりだったのです。ぴったりという報告にもちょっとびっくりしましたし、ほかができないのに何で3年生が1,015こま確保できたのか調査しましたか。

○**学校教育部長（平野秀樹君）** お答えいたします。その点については、調査のほうをしております、具体的には各学校から上がってきているものを紹介させていただきますと、年度当初や年度末、短縮日課を行わないで授業を行ったという学校、また通知表を2期制にしたことで授業時数の確保に努めたという学校、それから各行事の練習時間を効率的に行うことで短縮し、授業に充てたという学校などがございました。以上でございます。

○**27番（林 紗絵子君）** 分かりました。ただ、計画というのがちゃんと立てられていないようなんですね。報告を受けたのは、全中学校がただ標準授業時数と同じ数字を並べている計画なんですけれど、学校によって行事とか短縮日程の組み方とか学年内日課の日数とか違うため、それを考慮して教育課程実施予定を立てるのが本来の在り方かなと私は思うんですけど、柏市では今全校統一になっていますね。この在り方についてどう思われますか。

○**学校教育部長（平野秀樹君）** お答えいたします。結果的に各学校を目標値、標準値に向かってということで計画を組んでいるということで、市としてこの数字で提出するようにといったようなことを伝えているということではございません。以上でございます。

○**27番（林 紗絵子君）** そうなると、計画と全く違うような実績になってしまうという状況なので、計画の立て方はやっぱり問題があると思います。見直してください。ただ、私が一番大事に思っているのは数字ではないです。見なければいけないのは、少ない時間に学習を詰め

込んで授業が駆け足になってついてこられない子供を増やしていないかというところなんです。千葉県が昨年公表した不登校児童生徒等実態調査の結果という資料を部長はお読みになったことありますか。

○**学校教育部長（平野秀樹君）** お答えいたします。不登校関係についての資料は私はかなり読み込んだつもりではおりますが、すみません。その資料を確実に読んだかというのはお答えできません。以上でございます。

○**27番（林 紗絵子君）** 公開されていますので、ぜひ見てください。不登校になったお子さんの学校に行きたくないと思ったきっかけの第1位は先生のことで気になることがあったんですけど、第2位が勉強が分からない、授業についていけなかったです。不登校になった子供の4分の1、24.9%が勉強が分からない、授業についていけなかったと言っている。これは、非常に重い指摘だと私は思います。授業時数の確保とも無関係ではないと思いますので、しっかり検討していただければと思います。

それでは、コロナワクチンについて伺います。先ほど施設での集団免疫効果がみたいなお話があったと思うんですけど、コロナワクチンって集団免疫効果があるのか、ちゃんとしたデータがないんです。この部分は、分かっていないところなんです。35%に合わせたみたいなお話もありましたけど、この決め方でいいのかなというのをずっと思っています。昨年度の国庫負担は、全額公費による特例臨時接種から定期接種への移行によって急な負担が生じないように緩和措置だったと報道されているんです。今年度国庫負担がなくなることがなかなか通知されなくて、6月補正での提案になっているんですけど、昨年が緩和措置であったなら本年度なくなるということも、多分容易に想像つくんじゃないかなと思うんですね。法定受託事務である臨時接種とは違って、定期接種は市町村が自らの判断で行う自治事務という認識で合っていますでしょうか。

○**健康医療部長（高橋裕之君）** 自治事務には変わりないですけども、国の定期接種によって各自治体が接種ができるように、住民に個別に勧奨していくということが求められていると認識しております。以上です。

○**27番（林 紗絵子君）** 勧奨するのはいいんですけど、今柏市は国の方針とか県内の他自治体の動向とか、ほかのワクチンの自己負担率とのバランスで、この金額という市の助成額を決めているみたいなんですね。現在の感染状況とか重症化の状況とか、柏市民にワクチン接種の必要性がどれくらいあるのかを科学的に判断しているわけではないんじゃないかなと思っています。だから、地方自治の観点から考えれば、国庫負担がどうなるかが、柏市の事業として本当に2025年のコロナワクチン接種、どうするのが市民にとっていいのかというところをもっと議論してもいいのではないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○**健康医療部長（高橋裕之君）** 今議員おっしゃったように、B類の疾病になったということで、自己負担額を定めることができる。その中で、状況なりを鑑みて自己負担額を考えていくという、個々の接種によって、ワクチン接種によって考えるというのもありますけども、柏市としますと先ほど答弁させていただいたように、35%相当額を自己負担いただくということで、現在御負担をいただいているところです。以上です。

○**27番（林 紗絵子君）** 带状疱疹ワクチンとか高齢者のインフルエンザとバランスを取るような話でいいのかなと思うんです。なってしまったときの重症度とかワクチン単価とか、市民からのニーズが全然それぞれ別々のワクチンなんです。それなのに、35%でバランスを取ると

というようなのは、私は見直してほしいなと思っています。今の社会状況、コロナの感染状況、重症化状況、接種率の低下、国庫負担がなくなったことなどなど総合的に判断して、私は今回の補正予算の2億円はすごくもったいないなと思っています。千葉市並みに助成を減らしてもいいし、もう全額自己負担でもこの際いいのではないかなと思っています。今後は、もっと議論をしてください、課内で。HPVワクチンについて伺います。男性へのHPVワクチン接種で女性へのHPVワクチンを防ぐことに期待みたいな話があるんですけど、200型以上あるHPV、ヒトパピローマウイルスのうち発がん型と言われるのは15種で、男性接種が認められているガーダシルはこのうちの16型と18型にしか効かないワクチンです。一部の方のウイルス抑えると、ほかの方のウイルスが増えるというタイプリプレースメントというものが起きると言われていますし、男性へのHPVワクチンの接種が女性の子宮頸がんを減少させたって示す実証データがないんですね。なので、この男性への接種の助成というのは国の方向を鑑みてみたいにおっしゃっていましたが、本当にやってほしくないと思います。肛門がんとか中咽頭がんも物すごく極めてまれながんだったりとかして、2024年3月の厚生科学審議会で男性へのHPVワクチン接種でHPV感染に関連する病気の予防するには費用対効果が悪過ぎるということで、当面定期接種化はしないというような方向性でも話し合われています。それは、同時に柏市がもし男性接種を助成した場合も費用対効果が悪いということですから、科学的に見て男性のHPVワクチンの接種助成は無駄で危険なので、絶対に実施しないことを要望します。

最後に、予算編成過程の公開についてです。以前、今後見込まれる投資事業の財政負担についてももっと分かりやすく市民に示してほしいと要望したことがあるんです。その資料が今月、柏市の公式サイトに公開されていることを先日発見して、とてもうれしく思いました。市政を見守る多くの市民にとって柏市の向かう未来が見通ししやすくなったと思います。なので、この予算編成過程についても情報を透明化していくことで、より議論が深まり、よりよい財政運営につながるということはもちろん、組織的な情報共有が進んで、部署を超えた連携とか職員の業務の効率化にもつながると私は考えています。担当課は、既に我孫子市以外の事例もお調べいただいているようですので、引き続きよろしく願いいたします。

○議長（助川忠弘君） 以上で林紗絵子さんの質疑並びに一般質問を終わります。

○議長（助川忠弘君） 暫時休憩いたします。

午後 3時10分休憩

○

午後 3時20分開議

○議長（助川忠弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

次の発言者、鈴木清丞君。（「頑張れ」と呼ぶ者あり）

〔17番 鈴木清丞君登壇〕

○17番（鈴木清丞君） みらい民主かしわ会派、社民党の鈴木清丞です。発言通告書に従い、一部割愛し質問させていただきます。まず、3月31日で突然閉館した沼南近隣センター閉館経緯の決定の根拠について伺います。まず、カメラを切り替えてください。まず、沼南近隣センターひまわりプラザについて、おさらいをしておきたいと思います。まず、沼南町時代の1978年、沼南町の中央公民館として建設されました。町民から土地を提供され、建築費も寄附をして建

築されたところであります。町民の文化と学習の拠点として造られたものであり、宝物であります。建物の中心は大ホールであります。528人収容です。それ以外に、1階には左側のダンスもできる多目的ホールもあります。大きな楽器を使うオーケストラなどの練習の場にも利用されています。左奥の集会室1は防音設備があり、音楽系サークルの練習にも使われます。右側の2階の部分になりますが、1階と同じように左側に集会室2があり、ここも防音設備があります。また、3室を一つの部屋としても利用できる学習室1、2、3があり、ふるさと協議会の総会や理事会などもここを利用しております。また、学習ラウンジは中高生の居場所としてになっており、試験前などは夜遅くまで勉強している子供たちがいました。3階には音楽室が2部屋あり、保育室も準備されています。メインは図書館沼南分館です。柏市の中では、中央図書館に次ぐ、蔵書約5万冊があり、広さは380平方メートル、閲覧席は8席ありました。次のページ、左下の写真と右上の写真は昨年8月のふるさと夏まつりでの音楽発表の様子です。沼南近隣センターひまわりプラザを練習拠点としている音楽団体は多数あり、各柏市を拠点として活動する子供たちのための弦楽オーケストラもあり、次世代を担う子供たちの豊かな感性や創造性を育み、地域の方々に遠くまで足を運ばなくても身近な場所で気軽に音楽を楽しんでもらえるような活動の場所としてありました。右下の写真は、今年の1月26日に風早北部地区社協主催で開催されたふれあいの会です。総勢280名の参加がありました。これが風早北部地域ふるさと協議会の役員会で説明されたときの資料の一部です。平成26年の建築基準法の法改正に伴い、既存建築物は天井が損傷しても落下しないようにネットの設置が必要とされています。沼南近隣センターひまわりプラザは、平成9年から12年に耐震改修工事を行っています。また、令和3年の耐震診断の結果では、安全と判断できないため対策を取ることが望ましいとなりましたが、そのまま利用されていました。そして、今年の1月中旬にネット設置による影響について、ホール部分のI s値が0.01下がるとの結果が出たようであります。新たに耐震診断をしたわけではなく、つり天井にネットを設置すると耐震性が下がると業者から通告されただけでありました。前3月議会で、つり天井ネット設置ではなく、根本的な耐震補強の工事に関して何社の業者に提案させたのかとの質問に、庁内の都市部の建築技師と共に3年間検討してまいりましたとの答弁だけでありました。また、費用がどれぐらいかかるのかとの質問に、耐震補強と天井の改修に4億円、その他の保全工事、営繕工事、ホールの設備改修を含めて20億円は超えるであろうとの答弁があり、私からは耐震補強は4億円で、それ以外も含めると20億円、全然見積りにならないじゃないかと指摘をしました。表示されている内容は、沼南近隣センター大規模改修工事の概算見積りです。3月議会前に資料要求をしまして、沼南近隣センター大規模改修工事の詳細の施工方法、概算費用という資料要求を出した結果であります。回答期限のおり3月11日に届きました。私の一般質問の翌日でありました。恐らく一般質問の当日は資料要求の結果は出来上がっていたのですが、期限が翌日であったため、その場では口頭でのみの回答となっていたのでしょうか。昨年から資料要求の回答期限が1週間から15日に延長されましたが、それを受け入れたのは業務多忙で資料をまとめる時間が必要であるとの要望からであったからであります。決して時間を引き延ばして、議会で議論にならないようにするためのものではなかったはずですが、しかし、この場合は前日に回答出してもよかったのではないのか。期限最終日まで延ばしていたと勘ぐられてもおかしくないのではないのでしょうか。さて、内容に入りましょう。提出されたこの資料は取扱い注意とありますが、誰が作成したものか、出所が明らかになっていません。市役所内部で作成なのか、工事業者による提出なものか、お

示してください。第2に、工事総額は20億9,600万円ですが、その内訳を見てみますと、4―5、その他が6億1,700万円で、項目で一番高い金額になっています。このようなその他が一番大きくなるという概算金額をどこまで信じられるものなのでしょうか、お考えをお示してください。第3に、資料要求では、施工方法、概算費用として資料要求を出したのに、回答書ではこの紙1枚だけで、施工方法が何も記載されていません。どのような施工方法なのか、具体的にお示してください。カメラ戻してください。次に、新沼南近隣センターの構想の計画について伺います。まず、第1次の基本構想が市民に提示される日程をお示してください。第2に、その構想が市民が検討する日程がいつからいつになるのかをお示してください。第3に、設計予算をいつ議会に提出する予定なのか、お示してください。なお、旧沼南近隣センターには、柏市で2番目に観客収容能力のある500名規模の大ホールがあります。これと同等レベルのホールが必要であるとの市民の声があるということを申し述べておきます。カメラを切り替えてください。次に、(3)、図書館分館の構想について伺います。現在沼南庁舎の1階のロビーの空きスペース約40平米で開所しています。写真がその様子です。奥に事務方の作業スペースがありますので、半分ぐらいのスペースですね。雑誌18種類が並べられ、椅子3席が準備されています。いつまでこのような極めて小さいスペースでの開館なのか、いつまで続けるつもりなのか、今後の計画をお示してください。なお、現在の沼南分館は図書館と呼べるものではなく、沼南エリアに住む市民に対する冷たい対応であると感じているところを付け加えておきます。カメラを戻してください。

では次に、教育行政について伺います。不登校児童生徒についてです。伺います。カメラを切り替えてください。さて、提示された資料は、柏市の不登校支援と取組という資料を基に編集したものであります。長欠とは長期欠席者で、30日間学校欠席した児童生徒のことをいいます。令和6年度は小中合わせて1,625人になります。長期欠席者の中で不登校と判断された児童生徒は、令和6年度で866人になります。不登校児童生徒の支援がどのような体制でされているか、教育委員会の先ほどの資料から図解を作ってみました。長期欠席者のうち不登校でない児童生徒は759名、不登校児童生徒の人数より100人ほど少ない人数です。この子供たちのことについては、第2問で質問させていただきます。次に、不登校児童生徒が866人です。このうち約2割の175人は5か所の教育支援センターを利用していると思われれます。さらに、右側ですが、中学校内に設置された校内教育支援センターや小学校では、別室利用者としての児童生徒が300人となっているようです。この子供たちは、一部不登校児童生徒にカウントされている方もいるかもしれません。そして、それをサポートする体制が下の緑色の部分です。スクールカウンセラーは63校に配置されていますが、中学校には週1回、小学校には2週間に1回の出勤となっています。次に、スクールソーシャルワーカーは中学校区で21校に20名が配置され、週2日から4日の勤務となっています。次に、教育支援センターは現在5か所あり、34名のスタッフが配置されており、175名の児童生徒の支援をいただいております。また、校内教育支援センターは全ての中学校に設定されております。カメラを戻してください。5月14日の閉会中審査で柏市の不登校支援と取組の説明がありました。そこでは「不登校児童生徒について把握した事実」とのタイトルで、小学校、中学校の数値の説明がありました。しかし、内容は柏市の実態ではなく、文部科学省の数字でした。その次のページは、きっかけ要因となっていたが、子どもの発達科学研究所の資料でした。これらの内容を見てみると、長欠、不登校の人数は把握しているが、長欠、不登校になった理由やきっかけ、子供一人の状況が把握できて

いるのか心配になりました。そこで、質問です。柏市は、不登校の児童生徒の置かれている状況、不登校になったきっかけ、理由、原因などをどのように把握しているのか、お示してください。次に、校内教育支援センターに通う子供たちは、不登校の人数に数えられていないはずですが、その人数の推移と傾向、その評価をお示してください。

3、環境行政について伺います。まず、下総基地のP F A Sについてです。カメラを切り替えてください。3月下旬の下総基地からの報告では、下総基地内から3か所で暫定指標値を超えるP F A Sが外部に流出していたと発表がありました。提出されているのがその内容です。暫定指標値は50ナノグラム／リットルです。排水口1は、暫定指標値の90倍を超える4,500ナノグラム／リットルです。左の一番下の箇所です。すぐそばに火災消火訓練場があり、毎月訓練を実施しているとのことでした。なお、有機フッ素化合物P F A Sが有害であると発表されるまでは、それを含んだ消火剤で訓練していたようですが、記録はないと言われております。現在は、水だけで消火訓練をしているそうです。次に、排水口には暫定指標値の2倍の100ナノグラム／リットルです。ここは、排水口1のそばでありました。次に、暫定指標値を34倍の1,700ナノグラム／リットルを検出したのが排水口5です。ここでは、下総基地正門へ向かう道路の200メートルぐらい手前の下総基地内のくぼ地からの排水口です。地図の上の箇所です。ここは、平成5年に死者3名を出した燃料タンクの火災事故のそばと考えられます。3か所とも基地外からの水路から同等のP F A Sが検出されていることが柏市の調査で明らかになっています。そして、社民党党首福島みずほと私どもが視察をしてきました。3月31日です。そのときには、3か所とも確認ができました。そして、その場所からは板と土のうで外部へ漂流水が流れ出ないような措置がされておりました。ただ形だけの暫定措置であるようにも感じました。その後、4月21日に防衛省と懇談を持ったところ、4月上旬に板と土のうは取り除いたとの報告があり、びっくりしております。せっかく暫定措置したのに外してしまいました。県からの要望もあり、板と土のうで暫定措置をしたと視察のときは言っていたにもかかわらず、我々が視察した直後にその暫定措置も取り外してしまったようでもあります。このような下総基地の対応に対して、市長はどのようにお考えなのか、お示してください。また、外部への流出に対して新たな措置を講ずる準備をしているようですが、具体的な対策を御存じでしょうか。問合せの回答はどうなっていますか、お示してください。次に、(2)、P F A Sの汚染源についてお聞きします。P F A S発生の主な原因が、1つは火災消火訓練場のすぐそばのため池で発生していることから、P F A Sを含む消火訓練により周辺土壌はP F A S汚染していることが原因と思われる。2つ目は、平成5年のタンク火災時の消火作業によって大きなため池が汚染されていたことが考えられます。市長は、この2つの事象についてどのような御見解をお持ちでしょうか、お示してください。カメラ戻してください。次に、(3)、17の公共施設への太陽光発電設備の具体的な利用方法をお示してください。余剰売電をどのようにするのか、及びリース購入とすることにしたことも理由をお示してください。カメラを切り替えてください。次に、(4)、かしわパブリックエネルギー株式会社の事業概要に関して伺います。提示されている内容は、地域新電力会社設立表明会会見資料の抜粋です。売電開始は2026年4月、購入先は北部、南部クリーンセンター最終処分場に設置の太陽光発電設備と聞いています。先ほどの17か所の公共施設に新たに太陽光発電を設置するとなっておりますが、その余剰売電はここで購入するのでしょうか、お示してください。また、売電先は、当面は公共施設だけとしていますが、一般市民や市内事業者への売電計画はどうなっていますか、お示してください。カメラを戻してください。

4、職員の労働環境について伺います。前回3月議会では、休暇システムのうち生理休暇などがシステム化されていない件につきましてお伺いしたところ、4月からシステム化をしていただいたと報告を先日いただきました。ありがとうございます。職員の要望をお聞きしていただき、ありがとうございます。ただ、今までは課長印をもらって、人事課に提出したのが紙決裁でした。ところが、電子決裁になったため、部署によっては申請者が担当リーダー、統括リーダー、副参事、課長を経由して人事課に流れていく、そういうシステムになったと聞いております。そのために、今までは課長1人に出していた、それが4人にも経由していく。という意味では、ちょっと出しにくくなったというような意見も出ております。また、電子決裁のため、多くの職員から閲覧できるような状況にもなっているようです。この点を再度要望等を聞いていただき、システムの改善につなげていただきたいと思います。要望です。(4)、職員のサービス残業について伺います。資料要求で、市民課の窓口に来られた市民の受付件数を調べていただきました。3台の受付機でのカウントです。朝8時から9時までが平均で39人、3月の実績ですね。9月、9時から10時が87人、また18時以降は5人でした。これを見ると、窓口が開いている時間と勤務時間が同じなんですね。8時半から17時45分という勤務時間と窓口が開いている時間が全く同じなんです。そうしますと職員がサービス残業にならざるを得なくなっているのではないかと感じますが、実態はどうでしょうか、お示してください。

5、議案に関して、アフタースクール条例に関して伺います。まず、民間委託を前提としているようですが、何ゆえに直営としないのか、その明確な理由をお示してください。特に費用面の比較をお示してください。次に、20校から開始とありますが、幾つかの事業者への委託を検討しているのか、お示してください。また、民間委託した場合、現在の会計年度職員四百数十名いらっしゃると思いますが、そのうち半数近い方々が今年度末で雇い止めとなるでしょう。これに対する特別な措置をお示してください。また、これまでの賃金を含めた労働条件が保てるような、委託会社にそれを求める条件設定などしているのか、お示してください。以上、第1問を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（助川忠弘君） ただいまの質問に対する答弁、市長。

〔市長 太田和美君登壇〕

○市長（太田和美君） 私からは、下総基地とPFASに関する御質問についてお答えをいたします。初めに、下総航空基地内の表流水に対する措置についてです。PFASに関する下総航空基地内の表流水の調査については、令和6年8月に本市千葉県鎌ヶ谷市及び白井市の連名で、下総航空基地に対し基地内水路の水質調査を要望し、令和7年3月に当該調査が実施され、その結果の報告があったところです。なお、議員御指摘の下総航空基地が水路の排水口を塞いだ措置については、基地より報告をいただいておりますが、把握はしておりません。また、本年4月には、これらの自治体の連名で、基地の排水口におけるPFOS等の流出防止対策等の実施を要望し、6月に下総航空基地より排水口からのPFOS等の流出防止及び濃度低減対策を検討してきたところ、雨水排水ろ過調査・検討業務の入札公告を実施した旨の回答がありました。当該入札公告においては、令和8年3月末までに、ろ過措置によるPFOS等吸着除去装置の検討や水質調査をすることなどが示されており、その調査、検討を経て適切な対策が講じられることを期待しております。今後、下総航空基地が実施する対策につきましては、千葉県や近隣市と連携し、実施状況を確認してまいります。次に下総航空基地周辺井戸のPFAS汚染の原因に関する御質問についてです。防衛省の発表によると、下総航空基地内に保管していたP

F O S 含有泡消火薬剤等は令和3年度末までに処理したとされています。また、下総航空基地より、火災消火訓練における泡消火薬剤の使用について、2010年4月の法改正後はP F O S 含有製品の製造及び輸入等が禁止され、訓練や実火災での使用はなく、部外流出事案もない。それ以前の記録は残っていないとの回答があり、また平成5年のタンク火災の際の泡消火薬剤の使用の有無も記録が残っていないとの回答があり、柏市としては下総航空基地内においてP F O S を含む泡消火薬剤の使用を断定できない状況です。なお、本市は昨年度から藤ヶ谷地区において地下水の流れを推定するための調査等を実施しておりますが、地下水汚染に関する有識者からは、学術的に原因者を特定するためにはさらなる調査の余地がある旨の助言を得ております。今後も千葉県及び近隣市と連携し、原因特定に係る調査を実施してまいります。

○議長（助川忠弘君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 永塚洋一君登壇〕

○市民生活部長（永塚洋一君） 私からは、沼南近隣センターに関する御質問にお答えをいたします。まず、旧沼南近隣センター閉館決定の根拠についてです。御指摘の開示資料については、過去の設計業務委託において設計事務所が算出した概算費用を参考に物価等件費の上昇を加味して市内部で作成したものでございます。次に、資料のその他の項目ですが、これは耐震補強工事に当たって、大ホールの照明や音響、どんちょう、照明灯のつり物といった舞台設備の再整備に要する費用となります。また、施工方法についてですが、資料でお示した概算額は詳細な工事設計を行ったものではありませんけれども、沼南近隣センターの建築規模や構造を踏まえ、設計業者が効果的かつ経済的な工法を想定して算出されたものとなります。次に、新沼南近隣センター構想計画についてです。新センターの整備に当たりましては、まずは早期に整備候補地をお示しできるよう現在検討を進めているところでございます。候補地案がまとまりましたら、速やかにふるさと協議会をはじめとする地域の皆様や利用者の皆様と新センターと一緒に考えていくための検討会を立ち上げて、御意見をいただきながら進めてまいりたいと考えています。その後、当該候補地においてどのような規模や機能の施設を整備するか検討を行うために市で基本構想案を作成した上で、検討会をはじめ、広く地域の皆様から御意見を伺う機会も設けながら、早期にセンター整備が進められるよう迅速に対応してまいりたいと考えています。私からは以上でございます。

○議長（助川忠弘君） 生涯学習部長。

〔生涯学習部長 宮本さなえ君登壇〕

○生涯学習部長（宮本さなえ君） 私からは、図書館沼南分館構想計画について及びアフタースクール条例についてお答えいたします。まず、図書館沼南分館についてでございますが、4月以降、沼南庁舎1階ロビーの分館設置区画で新聞、雑誌を閲覧できるように開放しております。これは、分館オープンまでの間、新聞、雑誌だけでも閲覧いただけるようにとの暫定的な対応でございます。現在は閉鎖し、7月16日の分館再開を目指して、電気工事や書架の設置及び本の搬入等の本格的な準備を開始しようとしているところです。再開時は、まずは約1,500点の資料を配架し、利用登録や貸出し、返却、予約、リクエストの受付等、ほかの分館と変わらない図書館サービスを提供してまいります。今後につきましては、関係部署等との協議を行い、新たな沼南近隣センターに関する検討状況と併せながら、新たな沼南分館について検討してまいりたいと考えております。

続きまして、アフタースクール事業についてお答えいたします。初めに、民間委託を前提と

しているが、なぜ直営としないのか、費用面の比較はどうかについてでございます。本事業の運営に関しましては、関係部署との協議をはじめ、支援員との意見交換や居場所型放課後子ども教室モデル事業の実施結果、学識経験者等の外部委員から成る放課後子ども総合プラン運営委員会にて御意見をいただくなど、様々な側面から検討を進めてまいりました。その結果、喫緊の課題である児童の放課後の居場所をスピード感を持って整備するために、こどもルームと放課後子ども教室を一体的に運営することとし、人材確保や保育の質の維持向上、多様な体験活動の提供可能性などから、専門的なノウハウを有する民間事業者に運営を任せるという判断に至ったものです。なお、本事業と同様の取組をしている先進自治体も参考にしておりますが、いずれも民間による運営であることから、行政のノウハウだけでこの事業を実施することは困難であると考えます。したがって、公営と民営の費用の比較をお示しすることはできません。続いて、令和8年度に本事業を開始する20校について、幾つの事業者に委託することを検討しているかについてです。本事業につきましては、市内全42小学校で段階的に進めてまいります。競争性等の観点から複数の事業者による実施が望ましいと考えております。令和8年度から開始する20校につきましては、現在複数の事業者へ委託することも含め、その募集や選定の方法について、慎重に検討を進めている段階でございます。続きまして、民間委託により現職員に対する特別な措置や配慮はあるのかとの御質問についてです。現在こどもルーム及び放課後子ども教室にて従事いただいている職員のうち、希望する職員につきましては委託先の事業者へ雇用されることとなります。市教育委員会といたしましても、現職員の皆様が児童の保育に関して多くの経験を有し、また子供たちとの信頼関係を築いておられることから、ぜひ引き続き携わっていただきたいと考えております。今後、受託者が決まりましたら、職員の皆様に対し、より詳細な説明をするとともに、個別の意向を伺うなど丁寧な対応に努めてまいります。最後に、従事者の処遇が下がらないような委託条件となっているかとの御質問でございますが、事業者の選定に当たっては、企画内容を重視することから、提案内容を評価するプロポーザル方式を予定しております。その中で、現職員の雇用に係る条件や内容などについても審査項目とすることで、現在と同程度の水準に配慮するよう求めてまいりたいと考えております。私からは以上です。

○議長（助川忠弘君） 学校教育部長。

〔学校教育部長 平野秀樹君登壇〕

○学校教育部長（平野秀樹君） 私からは、不登校児童生徒の実態と支援についてお答えいたします。まず、不登校児童生徒の状況やきっかけ、理由をどのように把握しているのかについてお答えいたします。把握の方法の1つ目といたしましては、柏市も回答しております全国問題行動調査によるものでございます。こちらの調査によると、不登校の理由としては、学校生活についてやる気が出ない、生活リズムの不調、不安、抑うつ等が挙げられております。方法の2点目といたしましては、中学校の校内教育支援センター、小学校の様々な別室、教育支援センター等への訪問やヒアリング、また学校の担任や管理職等関係職員へのヒアリングなどによりまして、柏市の実態や状況に関しましては、先ほど挙げた要因に加えまして、学習の遅れ、友人関係の悩み、発達の特性、家庭環境の困難さ等、理由が多岐にわたっており、これらが複合的に関わっていることが多いというふうに認識をしております。このような実態を踏まえた支援についてですが、児童生徒一人一人の抱える困難さに寄り添った支援ができるよう、個別支援教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、各学校の教育相談担当教員

等に対しまして、具体的なケースを想定した支援策を協議、検討する研修を実施しながら対応に努めているところでございます。これらの取組によりまして、校内教育支援センター等が児童生徒にとって安心して過ごせる居場所となっており、かつ学びの機会を保障することや一人一人の抱える困難さを支援することのできる場として機能していると認識をしております。私からは以上でございます。

○議長（助川忠弘君） 環境部長。

〔環境部長 後藤義明君登壇〕

○環境部長（後藤義明君） 私からは、環境行政に関する御質問2点についてお答えいたします。初めに、公共施設への太陽光発電設備設置事業についてお答えいたします。公共施設の太陽光発電設備設置事業は、国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用し、令和6年度から7年度にかけて市内小中学校15校に合計で太陽光発電設備1,162キロワット、蓄電池は各校30キロワットアワーを設置することとしております。当初は17校を予定しておりましたが、建築基準法の高さ制限等に抵触の可能性があることから、2校を除外し、15校としております。令和6年度から詳細な設置設計を行っており、今年度から全校の施工を行う予定ですが、今後は補助金交付決定後、おおむね7月頃から設置工事に着手し、令和8年2月までに設置完了する見込みです。太陽光発電設備で発電された電力は、まず設置した学校での自家消費に使用するとともに、災害時に備えとして蓄電池に給電し、さらに余剰が生じる場合には売電を行う予定としております。なお、設備については、購入ではなくリース方式を採用しておりますが、この理由としては余剰電力を独自に売買が可能なこと、初期費用が不要で財政負担の平準化が図れること、現地調査、設計から設置までを含めてリースすることの迅速な整備が可能であることから、リース方式としたところです。次に、新電力会社についてお答えいたします。地域新電力会社は、柏市、柏商工会議所、株式会社千葉銀行の出資により、4月18日に商号をかしわパブリックエネルギー株式会社として法人登記を行いました。電力供給の開始は令和8年4月からを見込んでおり、かしわパブリックエネルギーにおいて電力供給開始に向けて、小売電気事業者の登録申請などの手続や料金プラン、最終的な供給先の精査を進めてまいります。当初は、北部及び南部クリーンセンターのごみの焼却熱を活用した発電及び最終処分場跡地に設置予定の太陽光発電による電力を活用し、市庁舎や保健所、消防本部、小中学校など主要な公共施設90か所に供給する予定です。また、小中学校へ設置を進めている太陽光発電設備をはじめ、公共施設における太陽光発電設備の余剰電力については、エネルギーの地産地消を推進するため、かしわパブリックエネルギーを通じて積極的に活用していきたいと考えております。なお、今後の電力供給拡大のスケジュールや具体的な進め方については、かしわパブリックエネルギーにおいて経営状況を踏まえながら検討を実施していくこととなりますが、まずは市内全公共施設への安定的な電力供給を進め、その後市民や市内事業者への供給拡大も進めてまいりたいと考えております。私から以上でございます。

○議長（助川忠弘君） 総務部長。

〔総務部長 鈴木 実君登壇〕

○総務部長（鈴木 実君） 私からは、職員の残業についてお答えいたします。職員の時間外勤務につきましては、緊急、臨時にやむを得ない場合に命じることができるとされ、その手続は内部規定で事前に所属長の命令を受けるものとして周知をしております。市といたしましては、時間外勤務の実施に当たっては、サービス残業が行われないよう所属長が所属の

業務を適正に把握管理し、配分していくことを前提に、今後も事前申請の徹底など引き続き適正に取り扱うよう周知指導をしております。また、窓口開庁時間前後の準備や片づけ等についてサービス残業が行われることなく、その時間を適切に勤務時間として捉えるため、主に窓口部署においては早出、遅出の当番体制も取っているところでございます。市民生活部の例で申し上げますと、通常午前8時30分から午後5時15分までの勤務時間に加え、勤務時間の割り振り変更により、午前8時から午後4時45分までの勤務時間や午前9時から午後5時45分までの勤務時間を設けることで、窓口開庁準備等のための時間を確保するとともに、職員間の公平性と市民サービスの維持向上に努めております。その他の窓口部署におきましても、早出、遅出当番体制を取り入れており、今後もこうした制度の活用も含め、時間外勤務の管理が適正に行われるよう取り組んでまいります。私からは以上です。

○議長（助川忠弘君） 第2問、鈴木清丞君。

○17番（鈴木清丞君） 御答弁ありがとうございました。では、一問一答でお願いいたします。まず、近隣センターの関連です。今年1月までは、つり天井にネットを設置するというところで進んでいたはずですが、この概算見積りはいつから作成を開始したんですか。

○都市部理事（沢吉行君） この概算見積りは、この近隣センターを継続して使用するのか、それとも廃止するのかなという比較検討するために作成したものですけれども、このようにかちりとした形で作ったのは、議員から資料要求来たときだというふうに記憶しております。

○17番（鈴木清丞君） というのは、いつなんですか。要は、1月下旬にネットの補強ではできないと決まって、その後から始めたということですか。その後から始めて、いつまでにこの概算見積り出したんですか。

○都市部理事（沢吉行君） ですから、議員から資料要求があったので、早急に作ったというふうに考えております。

○17番（鈴木清丞君） いや、それはおかしいでしょう。資料要求出したのは、3月議会の前ですから。検討したのは1月でしょう。1月から検討して、1月末には閉館を決めたわけじゃないですか、近隣センターの閉館。その決めたときには、費用がどれぐらいかかるからできないと、もう閉館するしかないというふうに決めたんじゃないですか。そのときに概算見積りが材料として使われたんじゃないですか。

○市民生活部長（永塚洋一君） お答えいたします。まず、このたびの概算見積りの根拠は、令和3年度に行いました耐震診断業務委託になります。この業務委託の中で耐震診断を行うとともに、耐震性が弱ければ耐震補強工事の概算を出してくださいということを仕様書に書いてあります。その委託の中で、まず耐震補強工事費用ですとかが上がってまいりました。その費用を基に、令和3年度から4年度、5年度にかけて都市部と我々といろいろ協議をしてきたんですけれども、いわゆる外に出せるような形でお見せするような形でまとめたものがなくて、あくまでも内部の資料として作っていたので、今都市部理事が申し上げたように、いわゆる成果品というか、外に出せる形でお出ししたのは鈴木議員から資料要求があったことを機にまとめたものということでございます。以上です。

○17番（鈴木清丞君） 1月末に近隣センターを閉館するということを決定しているわけですよ。それは、つり天井にネットを設置することができなくなったと。ほかの方法で検討したら予算がかかるだとか期間が工期がかかるだとか、そういういろんな検討がされて、もうこれは閉館するしかないなって決めたんじゃないんですか。そのときの材料がこの資料じゃないん

でしょうか。

○都市部理事（沢 吉行君） すみません。概算でざっくりな形で18億とか19億とかそんな形では出しておりました。ただ、かっちりとした形で、昔の設計の委託の数字を引っ張ってきてというような形で積み上げたのがこのときですというような、すみません。先ほど回答になってしまいました。

○17番（鈴木清丞君） 閉館決定の経緯、プロセスが全然見えないんです。つり天井にネットを設置することが困難になった。それで、別の方法を考えた。それにはどれぐらい費用がかかる、工期がかかる。だから、もう閉館するしかないって決めたのではないんですか。その辺のプロセスがちゃんとされているのかどうかをお聞きしているんです。

○市民生活部長（永塚洋一君） お答えいたします。まず、3年間いろいろと検討してきました。その中で、既に耐震補強ですとか大規模改修ですとか建て替えですとか、いろいろな安全対策を既に検討してきていて、最後の手段というか、安全対策として、つり天井の安全対策をまずはやってみようというところに落ち着いたんですけれども、令和6年度末にそれさえも、さらにその危険性を高めてしまうという結果が出ましたので、もういわゆる万策尽きたというところで、このような判断に至ったということです。以上です。

○17番（鈴木清丞君） それもおかしいですね。3年度に耐震補強が必要だという判断をされて、つり天井にネットを設置する方法を検討された。令和3年度から令和6年度までそのままの状態です。その間はずっと利用させていたわけですね、近隣センター。それが突然1月末に困難になったというふうな決定をされる。これ、何かおかしいと思うんです。それと、その点でつり天井の設置工事、これは幾らぐらい予定していたんでしょうか。

○都市部理事（沢 吉行君） 今回お示ししているのは、1億1,800万ということでお示しをしております。

○17番（鈴木清丞君） どこに出ているやつですか、1億1,800万というのは。

○都市部理事（沢 吉行君） ここの4、そうです。

○17番（鈴木清丞君） この4-2というのは、つり天井の改修工事をするというのは当初の予定でしたよね。その部分がこの部分だけなんですか。この部分も含めて全体で20億かかるということなんですか。この部分だけやるということが最初は考えていたということですか。

○都市部理事（沢 吉行君） すみません。私のほうでこのポジションに来たのが去年の4月ということで、そこからお話をさせていただきますと、令和3年の耐震診断、これは確固たる耐震判定委員会ということで、ある確認検査機関、これ国の認可を取っている機関の第三者機関になります。そこで、その道の専門家5人の合議で、ああでもない、こうでもないと決まった数値です。そこはもう、耐震診断の結果はこれでもう、これはもうなかなか覆せないというようなことで、私のほうでも相当もつといい補強案があるんじゃないかということで検討もしたんですけれども、最後につり天井、あるいは天井のやり替えみたいなことも考えたんですけれども、結局は耐震性を弱めてしまうという結果になったというふうに考えております。

○17番（鈴木清丞君） そのつり天井にネットを張るという工事、これの費用は幾らぐらい見込んでいて、それが全体の改修工事をやることによって20億円になるからやめましょうとか決めたんじゃないんですか。その辺のプロセスが全然見えてこないんですが、いかがでしょうか。

○都市部理事（沢 吉行君） すみません。先ほど1億1,800万、つり天井ということで申し上げたんですけれども、これ特定天井の改修ということで、つり天井ではなくて、天井をやり替

えるという、耐震性のある天井にやり替えるという費用になっています。そのつり天井にネット張る、これは張るということはできるんですけども、結局柱とかに張力を与えてしまいますので、その重さがばかにならない。耐震性を余計弱めてしまう結果になるということもあって、そこは採用できないと。安く上がるのかもしれないですけど、採用できませんという形になったというふうに記憶しております。

○17番（鈴木清丞君） それで、この見積りが出てきて20億かかるからやめましょうという結論出たんですよね。ですから、ネットを張る作業、工事は幾らぐらいの予定だったんでしょうかというのを聞いているんですが。

○市民生活部長（永塚洋一君） 失礼いたしました。当初私どもが設定しておりました、つり天井にネットを張る工事は概算金額で3,500万円程度でございます。以上です。

○17番（鈴木清丞君） 分かりました。ようやく見えましたね。3,500万かかる工事が難しいと。本格的に工事をしなくちゃいけなくなったから20億円かかる。だから、閉館せざるを得なくなったという結論になったのかなというのがようやく見えてきましたが、その20億、最初の3,500万から比べるとときには、その他の先ほどのホールのどんちょうだとか、そういったところは含めないで検討するべきではないかと思うんですが、そういう意味では20億円のうち、この4-4の営繕工事、それからその他、ここで10億円あるんですよね。そういう意味では、3,500万円の作業が10億円になったというふうに私なんか見れるんですが、そういう検討をしっかりとのかどうか。どうやって会議を開いて、どういう議事録ができたのか、どういう決裁をしたのか、その辺を別途資料請求しますから、出していただけますでしょうか。

○都市部理事（沢 吉行君） これ、あくまでも令和2年と3年に行った概算見積りを基にして、営繕のほうで、都市部のほうで数字を積み上げております。あくまで概算の見積りを時点修正したりして積み上げた数字となっております。それでよろしければという形になります。

○17番（鈴木清丞君） 概算見積りを使って、どういう根拠で、金額なのか工期なのか、どういう決定をして閉館に至ったのか、その辺の会議の議事録を提出していただければと思います。お願いいたします。どうでしょうか。

○市民生活部長（永塚洋一君） 御質問ありがとうございます。いわゆる都市部との協議は本当に何度も繰り返し行ってきました。全てが記録に残っているかどうかは定かではありませんが、できる限りお見せできるような形でまとめたいと思います。以上です。

○17番（鈴木清丞君） 柏市の市役所の会議ですから、議事録等はしっかり残っているはずですよ。ぜひ、資料要求しますので、出してください。では、次行きます。新近隣センター構想についてですが、先ほどの答弁ではいつまでというのが全然見えませんでした。この間のふるさと協議会の理事会の中では、もう少し具体的な日付が出ていたと思うんです。基本構想が大体9月ぐらいまで、予算は来年度の予算にのせられるように頑張りますというような回答もあったんですが、先ほどの回答では全然それが見えてこないんですが、もう少し日付を切っただけませんか。

○市民生活部長（永塚洋一君） お答えいたします。ふるさと協議会の役員会、理事会ですか、そちらに担当部署のほうがお邪魔させていただいて、皆様に御説明させていただいたと思うんですけども、担当部署の思いが強く入った形でそういった目標設定というか、気持ちを述べたのではないかなと思っております。いずれにしても、先ほどお答え申し上げましたように、まずは皆様と整備候補地を速やかに決めて、そこから機能や規模について話し合っていけ

ればなと思っております。以上です。

○17番（鈴木清丞君） 今のは、ふるさと協議会理事会で市民生活部の方が来ていただいて、日付なり、大体こんな感じだというのを報告されましたが、それは先走った内容であって本来ではないと、うそであったということでしょうか。

○市民生活部長（永塚洋一君） お答えいたします。いわゆるうそをついたということではなくて、担当課としての気持ちですとか思いを皆様に伝えると、そのような数字というか、記述というか、目標値になったのではないかなというふうに思っています。（私語する者あり）恐らく決定しておりますという表現は一切使っていないのではないかと思います。以上です。

○17番（鈴木清丞君） ふるさと協議会の理事の皆さんは、役員も含めて、その回答に安堵したというか、喜んだところあるんです。ぬか喜びだったということですね、そうしたら。そういうことでは困ると思うんですよ、本当に。では、基本構想、候補地を決めて、ふるさと協議会等を含めて協議を開始したいと。先ほどまずはそこからだとおっしゃいましたが、それはいつぐらいの予定でしょうか。

○市民生活部長（永塚洋一君） お答えいたします。繰り返しの答弁になりますけれども、まず整備候補地をお示しして、それについて検討会をつくって皆様と意見交換しながら、その上で整備構想決めましたら、必要な規模や予算や、またそういったたたき台を出して話合いができればいいかなというふうに思っております。

○17番（鈴木清丞君） 検討会をつくるのはいつでしょうか。

○市民生活部長（永塚洋一君） お答えいたします。実は、2月、3月の説明会のときにも当然私も出席させていただいて、その時点では新年度に入りましたら速やかにというふうに私の口から申し上げた記憶がございます。実は、その後私どもとしては、まず3月末で近隣センターが閉館になってしまうので、御利用されている皆様がとにかく困らないように代替施設の確保に全力で当たっていたために、その辺りの事務に注力することが厳しくなってきたのと、特に音楽をする、楽器を使う団体が非常に多いので、当初考えていた代替施設だとどうもその辺りがうまくいかない、不十分であるというところから、民間施設も一生懸命当たりまして、その辺りに時間が費やされてしまいましたので、少しスケジュール感、私が当初説明会で申し上げたスケジュールから延びておりますけれども、まずは候補地を本当に速やかにお示しし、その中で今内部ではどのような方と検討会を発足させればいいのかということは検討はしております。もう本当に議会後速やかに決めていければいいなというふうには考えています。以上です。

○17番（鈴木清丞君） 回答になっていないんです。検討会はいつ設置する予定なのか、明確に回答をお願いいたします。

○市民生活部長（永塚洋一君） 失礼いたしました。メンバーについては、私ども内部担当部署としてはこういったメンバーでいきたいなというのは決めておるんですが、庁内の合意形成がまだ取れていませんので、合意形成が取れ次第発足したいと。いわゆる関係者に当たっていききたいと思っております。以上です。

○17番（鈴木清丞君） 6月中と思っておりますよ、よろしいんですね。

○市民生活部長（永塚洋一君） そこにつきましては、断定はいたしかねます。以上です。

○17番（鈴木清丞君） では、7月ですか。日付を切っていただかないと、ずるずる行っちゃうでしょう。我々困っているんです。

○市民生活部長（永塚洋一君） 失礼いたしました。

○議長（助川忠弘君） 以上で鈴木清丞君の質疑並びに一般質問を終わります。

○議長（助川忠弘君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は明18日、特に午前9時50分に繰り上げて開くことにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後 4時20分散会